OLYMPUS

第152期 定時株主総会招集ご通知

【お願い】新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮し、当日のご来場はお控えいただき、事前に議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

日時

2020年7月30日（木）午前10時

受付開始予定時刻　午前9時

場所

東京都新宿区西新宿6-6-2

ヒルトン東京 4階「菊の間」

議案

第1号議案　剰余金の配当の件

第2号議案　定款一部変更の件

第3号議案　取締役12名選任の件

オリンパス株式会社

証券コード:7733

経営理念

OUR PURPOSE
私たちの存在意義

Making people's lives healthier, safer and more fulfilling
世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現



新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申しあげますとともに、罹患された方々には心よりお見舞い申しあげます。オリンパスグループは、新型コロナウイルスの感染拡大が続く未曽有の状況においても、従業員、医療従事者の皆さま、患者さま、そしてコミュニティの健康と安全を守ることを最優先に製品とサービスの供給を維持すべく、あらゆる対策を講じてまいります。

株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

ここに、第152期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

オリンパスグループは、「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」を経営理念に掲げ、お客さまや患者さまに新しい価値を提供することを追求しております。

2019年11月、当社は真のグローバル・メドテックカンパニーとして持続的な成長を実現させるための新たな経営戦略を発表しました。この経営戦略に基づき、当社はより競争力のある、ハイパフォーマンスな企業文化の醸成や、顧客価値の創造を目指してまいります。

株主の皆さまのご健康をお祈りするとともに、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

取締役　代表執行役社長兼CEO

竹内康雄



目　次

第152期定時株主総会招集ご通知…… 1

株主総会参考書類…… 5

事業報告

1 企業集団の現況に関する事項…… 24

2 会社の株式に関する事項…… 34

3 会社役員に関する事項…… 35

4 会計監査人に関する事項…… 44

連結計算書類…… 45

計算書類…… 49

監査報告書…… 51

ご参考

映像事業の譲渡について…… 54

ESG…… 55

Q&A…… 56

スマート招集

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

https://p.sokai.jp/7733/

株主各位

証券コード　7733
2020年7月8日
東京都八王子市石川町2951番地
オリンパス株式会社
取締役
代表執行役社長兼CEO　竹内　康雄

第152期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第152期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使をいただき、株主の皆さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。
お手数ながら、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2020年7月29日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
　なお、当日の株主総会の模様につきましては、インターネットによるライブ中継でご視聴いただけます。

敬　具

記

1 日　時

2020年7月30日（木曜日）午前10時　（受付開始予定時刻　午前9時）

※新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、関係者の安全確保に配慮しながら決算・監査手続きを実施し、確定済みの計算書類をもって各議案を株主の皆さまにご審議いただくため、前回定時株主総会の日（2019年6月25日）に応当する日と離れた日を開催日とします。

2 場　所

東京都新宿区西新宿6丁目6番2号

ヒルトン東京　4階　「菊の間」

※会場内は、接触感染リスク低減のため座席間隔を拡げることからご用意できる席数が限られます。席数の都合上、ご入場を制限させていただく場合がございます。

3 目的事項

報告事項
1. 第152期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第152期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第1号議案　剰余金の配当の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役12名選任の件

4 議決権の行使についてのご案内

2頁に記載の「議決権行使のご案内」をご参照ください。

5 インターネット開示に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結持分変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、会計監査人および監査委員会が監査をした対象の一部です。

以上

● 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに修正後の事項を掲載します。

当社ウェブサイト（https://www.olympus.co.jp/ir/stock/meeting.html）

株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、以下の方法によりご行使いただくことができます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2020年7月29日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行行使される場合

「スマート行使」による行使



同封の議決権行使書用紙の右下「スマート行使」用QRコードをスマートフォンまたはタブレット端末で読み取り、賛否をご入力ください。

行使期限

2020年7月29日（水曜日）
午午後5時30分まで

「議決権行使コード・パスワード入力」による行使



当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2020年7月29日（水曜日）
午後5時30分まで

詳細は次頁をご参照ください

議決権行使のお取扱い

- 2020年7月29日（水曜日）午後5時30分まで受け付けますが、議決権行使集計の都合上、できるだけ早めにご行使くださいますようお願い申しあげます。
- 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行使したものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

議決権行使コードおよびパスワードのお取扱い

- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- パスワードは、投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

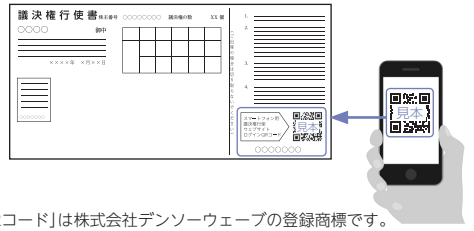

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

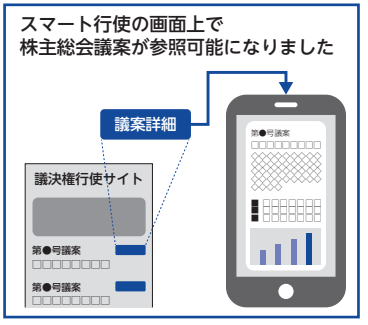

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト ▶ **https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

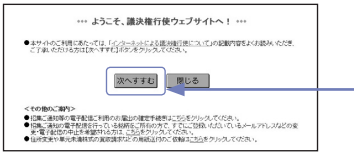

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

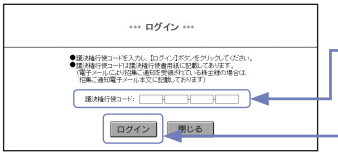

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

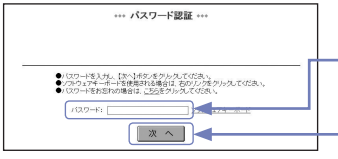

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先	インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。	三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート	専用ダイヤル 0120-652-031（午前9時～午後9時受付） 議決権行使に関する事項以外のご照会 0120-782-031（平日午前9時～午後5時受付）

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

ライブ中継のご案内

株主総会の模様を当社ウェブサイトにてライブ中継いたします。



公開日時	2020年７月30日（木曜日）午前10時より
視聴方法	以下、当社ウェブサイトの「株主総会」より「株主総会ライブ中継映像」にアクセスしてご視聴ください。 https://www.olympus.co.jp/ir/stock/meeting.html

- IDおよびパスワードを入力する画面が表示されますので、下記のIDおよびパスワードをご入力ください。

ID	パスワード

ライブ中継終了後のご視聴について

株主総会終了後１週間後を目途に、上記の当社ウェブサイトにて株主総会での事業報告および社長プレゼンテーションの模様を配信いたします。

＜ライブ中継ご視聴にあたってのご注意事項＞

- ライブ中継を視聴される株主さまは、株主総会当日の決議に参加することができません。書面またはインターネット等により事前に行使いただきますようお願いいたします。（2～3頁参照）
- ライブ中継内でのご質問およびご意見は受けることができません。
- ライブ中継の音声は日本語のみです。
- ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- 当社ウェブサイトやライブ中継をご視聴いただくための通信料につきましては、株主さま個人のご負担となります。
- 快適にご視聴いただくために、スマートフォンやタブレットでのご視聴は、Wi-Fi環境を推奨いたします。
- IDおよびパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- 音声および映像を通じて得た株主さまの個人情報やその他株主さまのプライバシーに関わる事項を第三者に開示・提供することは固く禁じさせていただきます。
- 音声および映像データの公開を目的とした、音声・動画の録音・録画はご遠慮ください。
- ご出席される株主さまのプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は議長席および役員席付近のみとさせていただきます。
- 万一、何らかの事情によりライブ中継を中止とする場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

株主総会参考書類 議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、当社グループの持続的な成長を実現させるため、事業成長等への投資を優先したうえで、株主価値を考慮した積極的な株主還元を実施することとし、配当については還元の基礎部分として安定的な実施を基本的な考え方としています。

上記方針に基づき、当期の期末配当金は、１株当たり10円といたしたいと存じます。

なお、本期末配当は、当社の2020年５月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆さまに対してお支払いします。

期末配当に関する事項

（1）配当財産の種類

金銭

（2）配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき10円　配当総額　12,855,839,960円

（3）剰余金の配当が効力を生じる日

2020年７月31日

（ご参考）

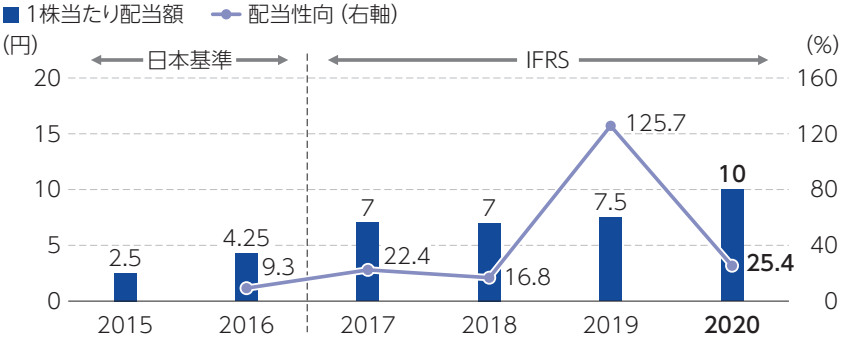

１株当たり配当額は前期から2.5円増配の10円。配当性向は25.4％です（総還元性向は205.7％）。

(注)当社は、2019年４月１日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を実施しています。
上記１株当たり配当額は株式分割実施後の基準に換算し記載しています。

第2号議案　定款一部変更の件

1．提案の理由

機動的な剰余金の配当等を行うことを可能とするため、会社法第459条第１項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第32条（剰余金の配当等の決定機関）および第33条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第７条（自己の株式の取得）、第33条（剰余金の配当の基準日）および第34条（中間配当）を削除します。

また、条文の新設および削除に伴い、条数の変更を行います。

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

なお、本議案に係る定款変更の効力は、本総会終結の時をもって生じるものとします。

（下線は変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条 〳　（略） 第６条	第１条 〳　（現行どおり） 第６条
（自己の株式の取得） 第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	（削除）
第８条 〳　（略） 第32条	第７条 〳　（現行どおり） 第31条
（新設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第32条　当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、剰余金の配当その他会社法第459条第１項各号に掲げる事項を定めることができる。
（新設）	（剰余金の配当の基準日） 第33条　当会社の期末配当基準日は、毎年３月31日とする。

現　行　定　款	変　更　案
	②当会社の中間配当基準日は、毎年９月30日とする。 ③前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（剰余金の配当の基準日） 第33条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。	（削除）
（中間配当） 第34条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる。	（削除）
第35条　（略）	第34条　（現行どおり）

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（15名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、取締役会のモニタリング・ボードとしての効率性、実効性を高めるため３名減員し、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況	委員会出席状況
1	竹内 康雄（たけうち やすお）	再任	取締役 代表執行役 社長兼チーフエグゼクティブオフィサー（CEO） 指名委員	18／18回（100%）	指名委員会：10／10回（100%）
2	藤田 純孝（ふじた すみたか）	再任 社外 独立	社外取締役 指名委員	18／18回（100%）	指名委員会：10／10回（100%）
3	神永 晉（かみなが すすむ）	再任 社外 独立	社外取締役 報酬委員	18／18回（100%）	報酬委員会：11／11回（100%）
4	木川 理二郎（きかわ みちじろう）	再任 社外 独立	社外取締役 監査委員	18／18回（100%）	監査委員会：17／17回（100%）
5	岩村 哲夫（いわむら てつお）	再任 社外 独立	社外取締役 指名委員	18／18回（100%）	指名委員会：10／10回（100%）
6	桝田 恭正（ますだ やすまさ）	再任 社外 独立	社外取締役 指名委員 報酬委員	18／18回（100%）	指名委員会：10／10回（100%） 報酬委員会：11／11回（100%）
7	名取 勝也（なとり かつや）	再任 社外 独立	社外取締役 監査委員	17／18回（94.4%）	監査委員会：17／17回（100%）
8	岩﨑 淳（いわさき あつし）	再任 社外 独立	社外取締役 監査委員	16／18回（88.9%）	監査委員会：15／17回（88.2%）
9	デイビッド・ロバート・ヘイル	再任 社外	社外取締役 指名委員	13／13回（100%）	指名委員会：10／10回（100%）
10	ジミー・シー・ビーズリー	再任 社外 独立	社外取締役 報酬委員	13／13回（100%）	報酬委員会：11／11回（100%）
11	シュテファン・カウフマン	再任	取締役 執行役 チーフアドミニストレイティブオフィサー（CAO）	13／13回（100%）	—
12	古閑 信之（こが のぶゆき）	再任	取締役 監査委員	18／18回（100%）	監査委員会：17／17回（100%）

（注）1. 当社は、2019年６月25日開催の第151期定時株主総会において監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行したため、指名委員会、報酬委員会および監査委員会の出席状況は2019年６月25日以降の状況を記載しています。また、名取勝也、岩﨑淳および古閑信之の各氏は、同総会終結時までは監査役であったため、出席取締役会の回数には監査役として取締役会に出席した回数も含めて記載しています。

2. デイビッド・ロバート・ヘイル、ジミー・シー・ビーズリーおよびシュテファン・カウフマンの各氏は、2019年６月25日開催の第151期定時株主総会において取締役に就任したため、就任後の取締役会出席状況を記載しています。

1 竹内 康雄（たけうち やすお）（1957年２月25日生）

再任



■所有する当社株式の数
68,078株

■取締役在任年数
８年

■当期における出席状況
取締役会
18／18回（100%）
指名委員会
10／10回（100%）

略歴ならびに当社における地位および担当

1980年	４月	当社入社
2005年	４月	オリンパスメディカルシステムズ株式会社統括本部長
2009年	４月	Olympus Europa Holding GmbH 取締役
2009年	６月	当社執行役員
2011年	10月	Olympus Europa Holding GmbH 取締役会長
2012年	４月	当社取締役（現任）
		当社専務執行役員
		当社グループ経営統括室長
		Olympus Corporation of the Americas 取締役会長（現任）
		Olympus Corporation of Asia Pacific Limited 董事
2013年	３月	Olympus Europa Holding SE 取締役
2015年	４月	当社経営統括室長
2016年	４月	当社副社長執行役員
		当社チーフファイナンシャルオフィサー（CFO）
		当社地域統括会社統括役員
2019年	４月	当社代表取締役
		当社社長執行役員
		当社チーフエグゼクティブオフィサー（CEO）（現任）
2019年	６月	当社代表執行役社長（現任）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

竹内康雄氏は、当社において経理や企画部門での経験を持ち、また海外駐在歴が長く欧州や英国の子会社の役員を歴任した経験を有しています。同氏は2012年４月に当社取締役に就任以降、経営統括部門・財務経理部門を束ねるグループ経営統括室長として財務の健全化等の取り組みを主導してきました。また、2019年４月に当社代表取締役社長執行役員兼CEO、同年６月には代表執行役社長兼CEOに就任し、最高経営責任者として当社グループの経営をリードしてきました。これらの点を考慮し、同氏には、引き続き当社の最高経営責任者として2019年11月に発表した新経営計画の着実な実行を牽引するとともに、取締役会においても代表執行役として説明責任を果たし、当社が持続的な成長を続けることに貢献できると判断し、候補者としました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

2 藤田 純孝（ふじた すみたか）（1942年12月24日生）

再任 独立 社外



■所有する当社株式の数
9,191株

■社外取締役在任年数
8年

■当期における出席状況
取締役会
18／18回（100%）
指名委員会
10／10回（100%）

略歴ならびに当社における地位および担当

1965年	4月	伊藤忠商事株式会社入社
1995年	6月	同社取締役
1997年	4月	同社常務取締役
1998年	4月	同社代表取締役常務取締役
1999年	4月	同社代表取締役専務取締役
2001年	4月	同社代表取締役副社長
2006年	4月	同社代表取締役副会長
2006年	6月	同社取締役副会長
2007年	6月	株式会社オリエントコーポレーション取締役
2008年	6月	伊藤忠商事株式会社相談役
		古河電気工業株式会社取締役（現任）
		日本興亜損害保険株式会社（現 損害保険ジャパン株式会社）監査役
2009年	6月	日本板硝子株式会社取締役
2010年	4月	NKSJホールディングス株式会社（現 SOMPOホールディングス株式会社）取締役
2011年	6月	日本CFO協会理事長（現任）
2012年	4月	当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

古河電気工業株式会社取締役、日本CFO協会理事長

選任の理由

藤田純孝氏は、伊藤忠商事株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識および他企業において社外取締役および社外監査役の経験を有しています。同氏は2012年４月に当社取締役に就任以降、取締役会において、当社の経営に対して指導・助言を行ってまいりました。また、任意に設置した報酬委員会の委員長として、透明性ある役員報酬体系の構築に貢献いただきました。2018年６月以降は、当社取締役会の議長として、取締役会をリードいただいています。さらに、2019年６月指名委員会等設置会社移行後は、取締役会にて当社の業務執行の監督を行うことに加え、指名委員会の委員長として、取締役の選任に関する議案の内容の決定を推進しました。これらの点を考慮し、同氏には、引き続き取締役会を通じて、当社が持続的な成長を続けるために貢献いただけると判断し、候補者としました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

3 神永（かみなが） 晉（すすむ）（1946年12月３日生）

再任　独立　社外



■所有する当社株式の数
2,099株

■社外取締役在任年数
４年

■当期における出席状況
取締役会
18／18回（100%）
報酬委員会
11／11回（100%）

略歴ならびに当社における地位および担当

1969年　５月　住友精密工業株式会社入社
1995年　３月　Surface Technology Systems Ltd. 代表取締役
2000年　６月　住友精密工業株式会社取締役
2002年　６月　同社常務取締役
2004年　６月　同社代表取締役社長
2012年　６月　同社相談役
2012年10月　SKグローバルアドバイザーズ株式会社代表取締役（現任）
2012年12月　株式会社デフタ・キャピタル取締役（現任）
2016年　６月　当社取締役（現任）
2019年　５月　一般社団法人エレクトロニクス実装学会会長（現任）
2020年　６月　東レ株式会社取締役（現任）

重要な兼職の状況

SKグローバルアドバイザーズ株式会社代表取締役、株式会社デフタ・キャピタル取締役、一般社団法人エレクトロニクス実装学会会長、東レ株式会社取締役

選任の理由

神永晉氏は、住友精密工業株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識および他企業において代表取締役等の経験を有しています。同氏は2016年６月に当社取締役に就任以降、取締役会および任意に設置したコンプライアンス委員会において、当社の経営に対して指導・助言を行ってまいりました。また、2017年６月からは報酬委員会の委員としてその任に当たっていただきました。2019年６月指名委員会等設置会社移行後は、取締役会にて当社の業務執行の監督を行うことに加え、2020年２月からは報酬委員会の委員長としてその運営を担っていただいています。これらの点を考慮し、同氏には、引き続き取締役会を通じて、当社が持続的な成長を続けるために貢献いただけると判断し、候補者としました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

4 木川 理二郎（きかわ みちじろう）（1947年8月2日生）

再任　独立　社外



■所有する当社株式の数
0株

■社外取締役在任年数
4年

■当期における出席状況
取締役会
18／18回（100%）
監査委員会
17／17回（100%）

略歴ならびに当社における地位および担当

1970年 4月　日立建設機械製造株式会社（現 日立建機株式会社）入社
1995年 5月　日立建機（中国）有限公司総経理
1999年 6月　同社董事総経理
2001年 6月　日立建機株式会社執行役員
2002年 6月　同社常務執行役員
2003年 4月　同社専務執行役員
2003年 6月　同社執行役専務
2005年 4月　同社代表執行役執行役副社長
2005年 6月　同社代表執行役執行役副社長兼取締役
2006年 4月　同社代表執行役執行役社長兼取締役
2012年 4月　同社取締役
2012年 6月　同社取締役会長
　　株式会社日立製作所取締役
2014年 6月　日立建機株式会社相談役
2016年 6月　当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

木川理二郎氏は、日立建機株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識および株式会社日立製作所において取締役の経験を有しています。同氏は2016年6月に当社取締役に就任以降、取締役会および任意に設置した指名委員会において、当社の経営に対して指導・助言を行ってまいりました。また、2018年6月から2019年6月までは指名委員会委員長としてその任に当たっていただきました。2019年6月指名委員会等設置会社移行後は、取締役会にて当社の業務執行の監督を行うことに加え、監査委員会の委員として当社の執行役の業務執行の監督に務めていただいています。これらの点を考慮し、同氏には、引き続き取締役会を通じて、当社が持続的な成長を続けるために貢献いただけると判断し、候補者としました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

5 岩村 哲夫（いわむら てつお）（1951年5月30日生）

再任 独立 社外



■所有する当社株式の数
2,979株

■社外取締役在任年数
3年

■当期における出席状況
取締役会
18／18回（100%）
指名委員会
10／10回（100%）

略歴ならびに当社における地位および担当

1978年	4月	本田技研工業株式会社入社
2000年	6月	同社取締役
2003年	4月	ホンダサウスアメリカ・リミターダ取締役社長
		モトホンダ・ダ・アマゾニア・リミターダ取締役社長
		ホンダオートモーベイス・ド・ブラジル・リミターダ取締役社長
2006年	6月	本田技研工業株式会社常務取締役
2007年	4月	ホンダノースアメリカ・インコーポレーテッド取締役社長
		アメリカンホンダモーターカンパニー・インコーポレーテッド取締役社長
2008年	6月	本田技研工業株式会社専務取締役
2011年	4月	同社取締役専務執行役員
2011年	6月	同社専務執行役員
2012年	4月	同社副社長執行役員
2012年	6月	同社代表取締役
2013年	4月	同社リスクマネジメントオフィサー
2014年	4月	同社コーポレートブランドオフィサー
		アメリカンホンダモーターカンパニー・インコーポレーテッド取締役会長
2017年	6月	当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

岩村哲夫氏は、本田技研工業株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しています。同氏は2017年6月に当社取締役に就任以降、取締役会および任意に設置した指名委員会およびコンプライアンス委員会において当社の経営に対して指導・助言を行ってまいりました。2019年6月指名委員会等設置会社移行後は、取締役会にて当社の業務執行の監督を行うことに加え、指名委員会の委員として取締役の選任に関する議案の内容の決定を推進しました。これらの点を考慮し、同氏には、引き続き取締役会を通じて、当社が持続的な成長を続けるために貢献いただけると判断し、候補者としました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

6 桝田 恭正（ますだ やすまさ）（1957年2月27日生）

再任　独立　社外



■所有する当社株式の数
1,722株

■社外取締役在任年数
2年

■当期における出席状況
取締役会
18／18回（100%）
指名委員会
10／10回（100%）
報酬委員会
11／11回（100%）

略歴ならびに当社における地位および担当

1980年 4月　藤沢薬品工業株式会社（現 アステラス製薬株式会社）入社
2008年 6月　同社執行役員経営推進部長
2011年 6月　同社執行役員財務担当兼経営推進部長
2012年 4月　同社執行役員財務担当（CFO）
2012年 6月　同社上席執行役員財務担当（CFO）
2017年 4月　同社上席執行役員社長付
2017年 6月　有限責任監査法人トーマツ独立非業務執行役員（現任）
2018年 6月　デロイトトーマツ合同会社独立非業務執行役員（現任）
当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

有限責任監査法人トーマツ独立非業務執行役員、デロイトトーマツ合同会社独立非業務執行役員

選任の理由

桝田恭正氏は、アステラス製薬株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識およびデロイトトーマツグループにおいて独立非業務執行役員の経験を有しています。同氏は2018年6月に当社取締役に就任以降、取締役会および任意に設置した指名委員会において当社の経営に対して指導・助言を行ってまいりました。2019年6月指名委員会等設置会社移行後は、取締役会にて当社の業務執行の監督を行うことに加え、指名委員会および報酬委員会の委員として取締役の選任に関する議案の内容や役員報酬の決定を推進しました。これらの点を考慮し、同氏には、引き続き取締役会を通じて、当社が持続的な成長を続けるために貢献いただけると判断し、候補者としました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

7 名取 勝也（なとり かつや）（1959年5月15日生）

再任　独立　社外



■所有する当社株式の数
9,191株

■社外取締役在任年数
1年

■当期における出席状況
取締役会
17／18回（94.4%）※
監査委員会
17／17回（100%）

※監査役として取締役会に出席した回数を含めて記載しています。

略歴ならびに当社における地位および担当

1986年 4月　桝田江尻法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）入所
1990年 6月　Davis Wright Tremaine 法律事務所入所
1992年 7月　Wilmer, Cutler & Pickering 法律事務所入所
1993年 7月　エッソ石油株式会社（現 JXTGエネルギー株式会社）入社
1995年 1月　アップルコンピュータ株式会社（現 Apple Japan合同会社）入社
1997年 1月　サン・マイクロシステムズ株式会社（現 日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社）取締役
2002年 3月　株式会社ファーストリテイリング執行役員
2004年 1月　日本アイ・ビー・エム株式会社取締役執行役員
2010年 4月　同社執行役員
2012年 2月　名取法律事務所長（現任）
2012年 4月　当社監査役
2015年 3月　三井海洋開発株式会社取締役（現任）
2016年 4月　グローバル・ワン不動産投資法人監督役員（現任）
2019年 6月　当社取締役（現任）
2020年 6月　株式会社リクルートホールディングス監査役（現任）

重要な兼職の状況

名取法律事務所長、三井海洋開発株式会社取締役、グローバル・ワン不動産投資法人監督役員、株式会社リクルートホールディングス監査役

選任の理由

名取勝也氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い知識および他企業における取締役や監督役員の経験を有しています。同氏は2012年４月に当社監査役に就任以降、監査役会および取締役会において業務執行の監査・監督を行ってまいりました。また、2019年６月指名委員会等設置会社移行後は、取締役会にて当社の業務執行の監督を行うことに加え、監査委員会の委員長として当社の取締役および執行役の職務執行の監査を行いました。これらの点を考慮し、同氏には、引き続き取締役会を通じて、当社が持続的な成長を続けるために貢献いただけると判断し、候補者としました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

8 岩崎（いわさき） 淳（あつし）（1959年1月9日生）

再任　独立　社外



■所有する当社株式の数
8,396株

■社外取締役在任年数
1年

■当期における出席状況
取締役会
16／18回（88.9%）※
監査委員会
15／17回（88.2%）

※監査役として取締役会に出席した回数を含めて記載しています。

略歴ならびに当社における地位および担当

1990年11月　センチュリー監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所
1991年 3月　公認会計士登録
1997年 3月　不動産鑑定士登録
1997年12月　センチュリー監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）社員
2005年 9月　岩﨑公認会計士事務所長（現任）
2013年 6月　井関農機株式会社取締役（現任）
2015年 6月　日本ハム株式会社監査役
2016年 6月　当社監査役
2019年 6月　日本ハム株式会社取締役（現任）
　　当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

岩﨑公認会計士事務所長、井関農機株式会社取締役、日本ハム株式会社取締役

選任の理由

岩﨑淳氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識および他企業において社外取締役および社外監査役の経験を有しています。同氏は2016年6月に当社監査役に就任以降、監査役会および取締役会において業務執行の監査・監督を行ってまいりました。また、2019年６月指名委員会等設置会社移行後は、取締役会にて当社の業務執行の監督を行うことに加え、監査委員会の委員として当社の取締役および執行役の職務執行の監査を行いました。これらの点を考慮し、同氏には、引き続き取締役会を通じて、当社が持続的な成長を続けるために貢献いただけると判断し、候補者としました。なお、同氏は、過去に社外取締役および監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

9 デイビッド・ロバート・ヘイル (1984年12月21日生) 再任 社外



■所有する当社株式の数
0株

■社外取締役在任年数
1年

■当期における出席状況
取締役会
13／13回（100%）
指名委員会
10／10回（100%）

略歴ならびに当社における地位および担当

2007年 9月　The Parthenon Group（現 EY-Parthenon）入社
2009年 1月　Strategic Value Capital*アナリスト
　　* The Parthenon Groupの投資子会社
2009年 6月　The Parthenon Groupシニアアソシエイト
2010年 5月　同社プリンシパル
2011年 1月　ValueAct Capital Management L.P.入社
2012年12月　同社バイスプレジデント
2014年 5月　同社パートナー（現任）
2015年 3月　MSCI Inc.ディレクター
2015年 8月　Bausch Health Companies Inc.ディレクター（現任）
2019年 6月　当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

ValueAct Capital Management L.P.パートナー、Bausch Health Companies Inc.ディレクター

選任の理由

デイビッド・ロバート・ヘイル氏は、当社の株主であるValueAct Capital Management L.P.（以下、VAC社）のパートナーであり、多様な業界における経験豊富な経営コンサルタントおよび投資家として、グローバルな資本市場やヘルスケア業界における知見をもってグローバル企業の変革を支援した実績を有しています。同氏は2019年６月に当社取締役に就任以降、取締役会において当社の経営に対して指導・助言を行ってまいりました。また、指名委員会の委員として取締役の選任に関する議案の内容の決定を推進しました。これらの点を考慮し、同氏には、引き続き取締役会を通じて、当社が持続的な成長を続けるために貢献いただけると判断し、候補者としました。なお、同氏がパートナーを務めるVAC社は、当社の株主であることから、株主の声を経営に反映することで、企業価値向上に貢献いただけると考えています。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

10 ジミー・シー・ビーズリー（1963年４月６日生）

再任　独立　社外



■所有する当社株式の数
０株

■社外取締役在任年数
１年

■当期における出席状況
取締役会
13／13回（100%）
報酬委員会
11／11回（100%）

略歴ならびに当社における地位および担当

1986年　３月　Roche Laboratories（Division of Hoffman LaRoche）地区マネージャー
1989年　６月　C.R. Bard Inc.バイスプレジデント 営業マーケティング担当
2003年　６月　同社Bard Access Systems部門プレジデント
2007年　４月　同社Bard Peripheral Vascular部門プレジデント
2009年　５月　同社グループ・バイスプレジデント
2013年　６月　同社グループ・プレジデント
2018年　５月　ValueAct Capital Management L.P.（以下、VAC 社）へのコンサルタント兼エグゼクティブアドバイザー
※エグゼクティブアドバイザーの役割は、VAC社のコンサルティングであり、同社の従業員ではありません。本コンサルティング契約は、2019年３月に終了しています。
2019年　６月　当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

ジミー・シー・ビーズリー氏は、医療機器業界における世界的なリーディング企業の１つであるC. R. Bard社グループでの30年におよぶグローバルでの事業経験および経営陣として豊富な経験と見識を有しています。同氏は2019年６月に当社取締役に就任以降、取締役会において当社の経営に対して指導・助言を行ってまいりました。また、報酬委員会の委員として役員報酬の決定を推進しました。これらの点を考慮し、同氏には、引き続き取締役会を通じて、当社が持続的な成長を続けるために貢献いただけると判断し、候補者としました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

11 シュテファン・カウフマン（1968年1月24日生）

再任



■所有する当社株式の数
534株

■取締役在任年数
1年

■当期における出席状況
取締役会
13／13回（100%）

略歴ならびに当社における地位および担当

1990年 9月　Karstadt AG人事機能勤務
2000年10月　Thomas Cook人事部長
2003年 5月　Olympus Europa GmbH（現 Olympus Europa SE & Co.KG）人事部ゼネラルマネージャー
2008年 4月　同社コーポレート部門マネジング・ディレクター
2011年11月　同社エグゼクティブマネジング・ディレクター
2013年 9月　同社コンシューマ事業マネジング・ディレクター
2017年 4月　当社執行役員
2019年 4月　当社チーフアドミニストレイティブオフィサー（CAO）（現任）
Olympus Europa Holding SEスーパーバイザリーボード（チェアマン）（現任）
2019年 6月　当社取締役（現任）
当社執行役（現任）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

シュテファン・カウフマン氏は、欧州における他企業や当社の海外子会社において管理・人事部門および効率向上プロジェクトを率いたグローバルかつ多角的なビジネスの経験およびコーポレート部門での経験と見識を有しています。同氏は2019年4月にチーフアドミニストレイティブオフィサー（CAO）、同年6月には取締役および執行役に就任し、当社の人材マネジメントおよびグループ経営基盤の高度化・効率化を推進しました。これらの点を考慮し、同氏には、引き続きこれまでの経験や見識を活かし、当社が真のグローバル・メドテックカンパニーとなるための経営体制を強化していくことに貢献できると判断し、候補者としました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

12 古閑 信之（こが のぶゆき）（1955年9月14日生）

再任



■所有する当社株式の数
53,034株

■取締役在任年数
1年

■当期における出席状況
取締役会
18／18回（100%）※
監査委員会
17／17回（100%）

※監査役として取締役会に出席した回数を含めて記載しています。

略歴ならびに当社における地位および担当

1978年 4月　当社入社
2002年 4月　白河オリンパス株式会社代表取締役社長
2006年 4月　当社人事部長
2009年 6月　当社執行役員
　　オリンパスメディカルシステムズ株式会社取締役
2009年 7月　同社製造サービス本部長
2010年 4月　会津オリンパス株式会社代表取締役社長
2014年 4月　当社コーポレートサービス本部長
2017年 6月　当社常勤監査役
2019年 6月　当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

古閑信之氏は、当社において製造・人事部門での長い経験および当社子会社の代表取締役を歴任した経験を有しています。同氏は2017年6月に当社監査役に就任以降、監査役会および取締役会において当社における業務執行の監査・監督を行ってまいりました。また、2019年6月指名委員会等設置会社移行後は、取締役会にて当社の業務執行の監督を行うことに加え、監査委員会の常勤の委員として当社の取締役および執行役の職務執行の監査を行いました。これらの点を考慮し、同氏には、引き続きこれまでの経験や見識を活かし、取締役会を通じて当社が持続的な成長を続けることに貢献できると判断し、候補者としました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

（注）1. 「所有する当社株式の数」は、2020年５月31日現在の所有株式数を記載しています。また、当社役員持株会における本人持分を含めて記載しています。
2. 取締役候補者であるデイビッド・ロバート・ヘイル氏はValueAct Capital Management L.P.のパートナーです。同社が管理するValueAct Capital Master Fund, L.P.が所有する当社株式数は64,740,284株です。（2020年３月31日現在）
3. 取締役候補者である神永晉氏はSPPテクノロジーズ株式会社のエグゼグティブシニアアドバイザーです。同氏の勤務状況の変化により、同社は重要な兼職には該当しなくなりました。
4. 取締役候補者選定のプロセスについて
指名委員会は、取締役候補者を選任基準に照らし審議したうえで、決定しました。
5. 藤田純孝、神永晉、木川理二郎、岩村哲夫、桝田恭正、名取勝也、岩﨑淳、デイビッド・ロバート・ヘイルおよびジミー・シー・ビーズリーの各氏は、社外取締役候補者です。
6. 当社は、藤田純孝、神永晉、木川理二郎、岩村哲夫、桝田恭正、名取勝也、岩﨑淳およびジミー・シー・ビーズリーの各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出ています。各氏が選任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定です。
7. 社外取締役候補者に関する特記事項について
岩﨑淳氏が2013年６月より社外取締役に就任している井関農機株式会社は、施設工事の入札に関し、2016年２月および2017年２月に、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。同氏は、上記の判明時まで当該事実を認識していませんでしたが、同社取締役会等においてコンプライアンス、内部統制の視点から提言を行い、注意喚起していました。これらの事実の発生後、同氏は業務全般における規律の徹底や企業倫理の更なる強化を求めるなど再発防止のための職務を遂行しています。
8. 取締役との責任限定契約について
当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めています。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額です。取締役候補者である藤田純孝、神永晉、木川理二郎、岩村哲夫、桝田恭正、名取勝也、岩﨑淳、デイビッド・ロバート・ヘイル、ジミー・シー・ビーズリーおよび古閑信之の各氏が選任された場合は、各氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定です。

社外役員の独立性に関する考え方

当社は、社外役員の独立性に関する考え方を明確にするため、以下のとおり「社外役員の独立性に関する基準」を定めています。

(社外役員の独立性に関する基準)

1．過去10年間のいずれかの会計年度において、当社および当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」）から１千万円超の報酬（当社からの役員報酬を除く）またはその他の財産を直接受け取っていないこと。本人がコンサルタント、会計専門家または法律専門家の場合は、本人が所属する団体への当社グループからの報酬等支払額が１千万円超でないこと。

2．過去10年間に、以下に該当する会社の業務執行取締役、執行役、執行役員および部長職以上の使用人でないこと。

① 過去10年間のいずれかの会計年度において、当社グループとの取引金額が、双方いずれかにおいて連結売上高の２％超である

② 当社の大株主（総議決権数の５％超の議決権数を直接または間接的に保有、以下同様）である

③ 当社グループが大株主である

④ 当社グループと実質的な利害関係がある（メインバンク、コンサルタント等）

⑤ 取締役を相互に派遣し就任させる関係がある

3．上記１．および２．に該当する者と生計を一にしていないこと。

4．当社グループの取締役、業務執行取締役、執行役員および部長職以上の使用人の配偶者または３親等以内の親族でないこと。

5．当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者でないこと。

6．上記各号のほか、独立性を疑わせる重要な利害関係を有していないこと。

以 上

＜ご参考＞　取締役候補者の選任後における各委員会の委員の就任予定について

取締役候補者12名は、本総会において選任された後、次のとおり就任する予定です。
なお、各委員会の委員長は独立社外取締役が就任予定です。

氏　名	地位・担当	指名委員	報酬委員	監査委員
竹内 康雄（たけうち やすお）	取締役 代表執行役 社長兼 チーフエグゼクティブオフィサー（CEO）	○		
藤田 純孝（ふじた すみたか）	社外取締役	○		
神永 晉（かみなが すすむ）	社外取締役		●	
木川 理二郎（きかわ みちじろう）	社外取締役			●
岩村 哲夫（いわむら てつお）	社外取締役	○	●	
桝田 恭正（ますだ やすまさ）	社外取締役	○	●	
名取 勝也（なとり かつや）	社外取締役			●
岩﨑 淳（いわさき あつし）	社外取締役			●
デイビッド・ロバート・ヘイル	社外取締役	○		
ジミー・シー・ビーズリー	社外取締役		●	
シュテファン・カウフマン	取締役 執行役 チーフアドミニストレイティブオフィサー（CAO）			
古閑 信之（こが のぶゆき）	取締役			●

（添付書類）

事業報告（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当期における世界経済は、米中貿易摩擦や英国のEU離脱等に加え、年明け以降、新型コロナウイルス感染症が世界的に急拡大したことで深刻な影響が生じ、急速に減速する状況となりました。わが国経済については、企業収益と雇用・所得環境の改善を下支えに緩やかに回復していましたが、新型コロナウイルス感染症の急拡大により、年度末にかけて世界経済と同様に大幅に下押しされる状況となりました。

このような経営環境の中、当社グループは2019年１月に真のグローバル・メドテックカンパニーへの飛躍を目指した企業変革プラン「Transform Olympus」を発表し、2019年６月には業務執行の意思決定の迅速化、ガバナンスの強化と透明性の一層の向上を図るため、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行しました。また、2019年11月には「Transform Olympus」に基づいた中長期の経営戦略を発表しました。当経営戦略は、2016年４月に公表した中期経営計画「2016経営基本計画（16CSP）」に置き換わるものであり、当社が長期的に目指す方向性をお示しするものとなります。今後、当経営戦略に基づいて、持続的な成長に向けた取り組みを進めていきます。

当社グループの連結売上高は、内視鏡事業、治療機器事業、科学事業が増収となり、7,974億11百万円（前期比0.4%増）となりました。営業利益については、内視鏡事業、治療機器事業、科学事業が増益となったことに加え、費用の効率化ならびに「その他の費用」が減少したこと等により大幅に改善し834億69百万円（前期比195.1%増）となりました。なお、「その他の費用」においては、証券訴訟の損害賠償請求の和解に伴う解決金および映像事業の生産拠点の再編に伴う費用ならびに米国司法省との司法取引契約締結に伴う費用等を一時費用として、前期に441億３百万円を計上していました。また、金融費用は為替差損の減少等により減少しました。その結果、親会社の所有者に帰属する当期利益は516億70百万円（前期比534.2%増）となりました。

全事業において新型コロナウイルス感染症の影響が見られたものの、内視鏡事業においては、主力の消化器内視鏡が成長の続く中国で大変好調に推移しました。治療機器事業においては、膵胆管等の診断・治療に使用する内視鏡処置具やエネルギーデバイス等が売上を伸ばし、医療分野の売上高は過去最高となりました。科学事業においては、生物顕微鏡の販売が全地域で堅調に推移したことに加え、販管費の効率化を進めた結果、営業利益は過去最高となりました。映像事業においては、厳しい事業環境により減収となりましたが、前期の生産拠点の再編に伴う一時費用がなくなったことに加え、費用の効率化を進めたことで、損失額は縮小しました。

また、当期においては、将来の持続的な成長を目指し、当社グループ全体で915億89百万円の研究開発費を投じるとともに、771億84百万円の設備投資を実施しました。

為替相場は前期と比べ、対米ドル、ユーロおよび人民元いずれも円高で推移しました。期中の平均為替レートは、１米ドル＝108.74円（前期は110.91円）、１ユーロ＝120.82円（前期は128.41円）、１人民元＝15.60円（前期は16.54円）となり、売上高では前期比266億59百万円の減収要因、営業利益では前期比104億50百万円の減益要因となりました。

なお、為替の影響を除くと、連結売上高は前期比４%の増収、連結営業利益は前期比232%の増益となっています。

（注）１．この事業報告において、百万円単位の表示金額は、百万円未満を四捨五入しています。
２．当期より医療事業を「内視鏡事業」および「治療機器事業」の２事業部門に再編成しました。
３．当社は、経営戦略に掲げた品質法規制機能の強化に向け、2020年４月１日付で、会社分割の方法により、研究開発、製造・修理企画などの一部機能を、当社の完全子会社であるオリンパスメディカルシステムズ株式会社に承継しました。

2. 事業別の状況

内視鏡



売上高
4,257億42百万円
（前期比1.6％増）

主要製品および事業内容 消化器内視鏡、外科内視鏡、手術用顕微鏡の製造販売

内視鏡事業の連結売上高は4,257億42百万円（前期比1.6％増）、営業利益は1,094億24百万円（前期比21.9％増）となりました。

主力の内視鏡システムは、先進国において製品ライフサイクル後半になっているものの、成長の続く中国で好調に推移しました。加えて、外科手術用内視鏡システム「VISERA ELITE Ⅱ（ビセラ・エリート・ツー）」の販売も堅調に推移し、内視鏡事業の売上高は増収となりました。

内視鏡事業の営業損益は、今期に十二指腸内視鏡製品を対象として、先端キャップ固定式の旧型製品から、洗浄消毒作業の容易な先端キャップ着脱式の新型製品へ自主的に置き換えるための市場対応費用として103億68百万円計上したものの、費用の効率化ならびに前期に「その他の費用」として計上した米国司法省との司法取引契約締結に伴う費用がなくなること等により、増益となりました。

なお、為替の影響を除くと、売上高は前期比５％の増収、営業利益は前期比30％の増益となります。

治療機器



売上高
2,160億75百万円
（前期比0.3％増）

主要製品および事業内容 内視鏡処置具、エネルギーデバイスの製造販売

治療機器事業の連結売上高は2,160億75百万円（前期比0.3％増）、営業利益は261億91百万円（前期比18.2％増）となりました。

泌尿器科および耳鼻科向け軟性内視鏡の新製品や膵胆管等の診断・治療に使用する内視鏡処置具のシングルユース製品などの販売が堅調に推移しました。加えて、バイポーラ高周波と超音波の統合エネルギーデバイス「THUNDERBEAT（サンダービート）」のシングルユース製品、呼吸器事業のEBUS用処置具が引き続き売上を伸ばし、治療機器事業の売上高は増収となりました。

治療機器事業の営業損益は、主に増収と費用の効率化により、増益となりました。

なお、為替の影響を除くと、売上高は前期比４％の増収、営業利益は前期比26％の増益となります。

科　学



売上高
1,051億89百万円
（前期比0.9％増）

主要製品および事業内容 生物顕微鏡、工業用顕微鏡、工業用内視鏡、非破壊検査機器の製造販売

科学事業の連結売上高は1,051億89百万円（前期比0.9％増）、営業利益は99億97百万円（前期比22.9％増）となりました。

病院およびライフサイエンス研究向けの製品は、全地域で好調に推移しました。工業用内視鏡は航空市場、インフラ市場等の主要市場は堅調に推移し、非破壊検査機器においても北米の航空市場、中国・アジアのインフラ市場向けで売上を伸ばし、増収となりました。

科学事業の営業損益は、増収と費用の効率化により、増益となりました。

なお、為替の影響を除くと、売上高は前期比４％の増収、営業利益は前期比37％の増益となります。

映　像

売上高
436億15百万円
（前期比10.4％減）

主要製品および事業内容 デジタルカメラ、ICレコーダーの製造販売

映像事業の連結売上高は436億15百万円（前期比10.4％減）、営業損失は103億93百万円（前期は182億68百万円の営業損失）となりました。
スマートフォンの台頭等による厳しい事業環境により、映像事業の売上は減収となりました。
映像事業の営業損益は、前期に生産拠点の再編に伴う一時費用を「その他の費用」として計上していることに加え、費用の効率化を進めたことで、損失額は縮小しました。

その他

売上高
67億90百万円
（前期比2.0％増）

主要製品および事業内容 生体材料の製造販売、新規事業の研究開発ほか

その他事業の連結売上高は67億90百万円（前期比2.0％増）、営業損失は27億44百万円（前期は35億21百万円の営業損失）となりました。
主に生体材料の事業が堅調に推移し、その他事業の売上は増収となりました。
その他事業の営業損益は、新規事業の探索活動費用の効率化により損失額が縮小しました。

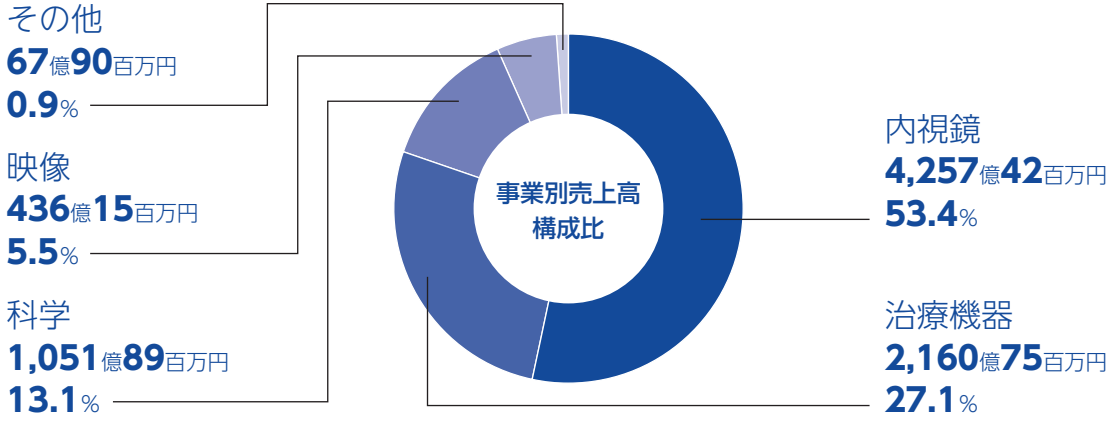

3. 財産および損益の状況の推移

		IFRS			
		第149期 (2017年3月期)	第150期 (2018年3月期)	第151期 (2019年3月期)	第152期 (2020年3月期)
売 上 高	(百万円)	740,557	786,497	793,862	**797,411**
営業利益	(百万円)	71,192	81,029	28,281	**83,469**
税引前利益	(百万円)	62,481	76,665	20,117	**77,798**
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	42,783	57,064	8,147	**51,670**
資産合計	(百万円)	960,032	978,663	932,030	**1,015,663**
資本合計	(百万円)	396,228	444,259	442,387	**371,958**
基本的1株当たり当期利益	(円)	31.25	41.71	5.97	**39.37**
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	288.36	324.25	323.06	**288.39**

(注) 1. 当期の業績につきましては、前記「1企業集団の現況に関する事項 1．事業の経過およびその成果」(24頁)に記載のとおりです。
2. 当社は第150期より従来の「日本基準」に替えて「国際財務報告基準（IFRS）」を適用しています。また、第149期についてもIFRSに準拠した数値を記載しています。
3. 当社は、2019年４月１日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っています。このため、第149期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「基本的１株当たり当期利益」および「１株当たり親会社所有者帰属持分」は株式分割後の数値を表示しています。

4. 資金調達および設備投資の状況

(1) 資金調達の状況

当期は2019年12月に長期借入金400億円を調達したほか、第24回無担保社債を300億円、第25回無担保社債を200億円起債しました。

(2) 設備投資の状況

当期に実施した設備投資の総額は、771億84百万円です。主なものは、医療分野における研究開発資産、生産設備、デモ用備品、レンタル備品および工場拡張等です。

5. 対処すべき課題

当社グループは、2019年１月に企業変革プラン「Transform Olympus」を策定し、①グローバル・グループ経営執行体制の構築、②人事マネジメントのグローバル統一、③医療事業の再編成（「Transform Medical」）④取締役会のダイバーシティ化、⑤指名委員会等設置会社への移行など、真のグローバル・メドテックカンパニーとして当社グループの持続的な成長を可能とする基盤整備に取り組んできました。

今般、真のグローバル・メドテックカンパニーとしての飛躍を遂げる第一歩として、また、当社の企業理念である「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」のもと、より競争力のある、ハイパフォーマンスな企業文化の醸成や、顧客価値の創造を目指し、2019年11月に新たな経営戦略を策定しました。当社グループは、この経営戦略に基づいて、持続的な成長に向けた取り組みを推し進めています。

この度の新型コロナウイルス感染症の拡大により、国内外の経済環境は急速に減速する状況となり、当社グループの事業活動においても、一部制約や遅れが生じています。当社グループは、確実な事業継続のためにグローバルタスクフォースを設置し、従業員、医療従事者の皆さま、患者さま、そしてコミュニティの健康と安全を守ることを最優先に、各国政府による新型コロナウイルス感染症の拡大防止の方針に従って事業運営を行っていきます。その上で、医療関係者をはじめステークホルダーの皆さまへの製品・サービスなどの提供が継続できるよう最大限の努力を尽くしていきます。

株主の皆さまにおかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

＜経営戦略の概要＞

⑴　事業の成長・収益性向上のためのコア要素

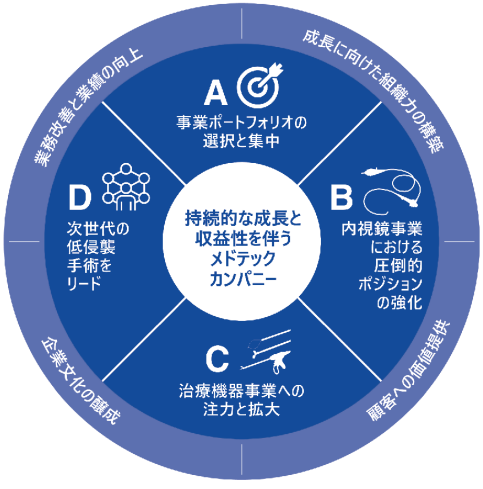

A：事業ポートフォリオの選択と集中

定期的に全社の事業ポートフォリオの見直しを行いつつ、更なる成長余地が見込まれる、内視鏡事業および治療機器事業等の医療分野に対して、積極的に経営資源を投入していきます。

B：内視鏡事業における圧倒的ポジションの強化

リユース内視鏡における競争優位性の堅持、シングルユース内視鏡によるポートフォリオ拡充、内視鏡の販売・サービスモデルの強化等を実施し、内視鏡事業において今後３年間で年平均６％の成長を目指します。

C：治療機器事業への注力と拡大

当社が高い競争力を有する、消化器科関連処置具、泌尿器、呼吸器科関連処置具の３つの領域を中心として、製品の拡充や手技の普及、販売体制の強化等を実施し、治療機器事業において今後３年間で年平均８％の成長を見込んでいます。

D：次世代低侵襲手術市場のリード

低侵襲手術の分野を中長期の成長に向けた戦略的分野と位置付け、手技の革新、機器の改善、低侵襲なロボティックスの開発を通じて、低侵襲手術の発展そのものに貢献し、当社が低侵襲手術市場を先導するために積極的に取り組んでいきます。

(2) 組織機能を高めるための取り組み

今後３～４年の間に、「Transform Olympus」における多くの取り組みを実施することにより、全社をあげて、大規模な効率改善の取り組みを行い、業績および財務体質の改善を図ります。

今後3-4年で見込まれるTransform Olympusの成果

高い営業利益率	ハイパフォーマンス・カルチャー	長期的な成長
収益性改善の内訳	▪ 継続的な改善・実行の従業員研修 ▪ 役割と責任の明確化 ▪ 評価・報酬制度によるパフォーマンス管理 ▪ 機能間のコラボレーション ▪ グローバルな人材の最適配置 ▪ 迅速な意思決定	▪ 製品開発における優先度の高いアンメットニーズの特定 ▪ 高い品質と安全性を有する製品をより多く市場導入 ▪ 長期的なオーガニックグロース ▪ 様々なかたちでの買収を実行

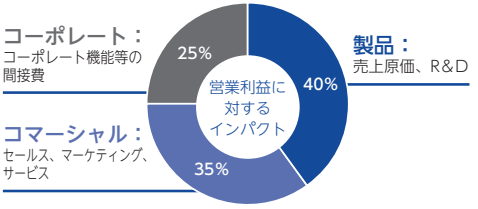

(3) 業績指標

本経営戦略においては、2023年3月期に営業利益率を20%以上まで改善することを目指します。

	2020年３月期		2023年３月期 目標水準
営業利益率※	約11%	>	>20%
フリーキャッシュフロー成長率※	約500億円	>	>20% 2020年３月期以降の年平均成長率
ROIC※	約10%	>	>20%
EPS成長率※	47円	>	>25% 2020年３月期以降の年平均成長率

※特殊要因調整後

6. 重要な子会社等の状況

次の重要な子会社４社を含む連結子会社は90社、持分法適用会社は２社です。

会社名	資本金または出資金	出資比率	主な事業内容
Olympus Corporation of the Americas	15千米ドル	100%	米州の関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社
Olympus Europa Holding SE	1,000千ユーロ	100%	欧州の関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited	1,729,704千香港ドル	100%	アジア・オセアニアの関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社
Olympus（China）Co., Ltd.	31,000千米ドル	100%	中国の関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社

7. 主要な営業所および工場（2020年３月31日現在）

(1) 当社の主要な事業所

本店	東京都八王子市
本社事務所	東京都新宿区
技術開発センター	東京都八王子市
長野事業場	長野県伊那市および上伊那郡
白河事業場	福島県西白河郡
支店	札幌、名古屋、大阪、広島、福岡
営業所	新潟、松本、静岡、金沢、京都、岡山、松山、鹿児島

(2) 主要な子会社の事業所

会津オリンパス株式会社	福島県会津若松市
青森オリンパス株式会社	青森県黒石市
白河オリンパス株式会社	福島県西白河郡
Olympus Corporation of the Americas	米国ペンシルベニア州
Olympus Europa Holding SE	ドイツ連邦共和国ハンブルク市
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited	中華人民共和国香港特別行政区
Olympus（China）Co., Ltd.	中華人民共和国北京市

8. 従業員の状況 (2020年３月31日現在)

事業	従業員数	前期比増減
内視鏡	15,832名　(558名)	594名　(△335名)
治療機器	7,757名　(491名)	△322名　(232名)
科学	4,066名　(192名)	△127名　(104名)
映像	4,531名　(56名)	△39名　(41名)
その他	731名　(41名)	△128名　(△16名)
本社管理	2,257名　(99名)	72名　(15名)
合計	35,174名 (1,437名)	50名　(41名)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、当社グループ外への出向者は含まず、当社グループへの出向受入者は含みます。また、臨時雇用者数の年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しています。
2. 当期より、従業員数の集計区分を変更しています。
3. 当期より開示セグメントを変更したため、前期比増減については、前期の数値を当期の開示セグメントに組替えて表示しています。

9. 主要な借入先の状況 (2020年３月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	533億25百万円
株式会社三菱UFJ銀行	529億86百万円

10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

(1) 当社は、過去の損失計上の先送りに係る一連の問題の責任を明確にするため、取締役責任調査委員会および監査役等責任調査委員会を設置し、厳正かつ徹底した調査を行い、その結果に基づき、2012年１月に、旧取締役19名に対して36億10百万円、旧監査役５名に対して10億円の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起するとともに、2012年６月および2014年10月には同事案における社外協力者５名に対して３件合計12億円(その後請求を拡張して合計22億円)の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起しました。

旧取締役19名に対する損害賠償請求訴訟では、2016年３月24日に旧取締役13名との間で、相手方が当社に対して解決金として合計72百万円を支払うこととする旨の裁判上の和解をし、当社に支払われました。残る旧取締役６名（うち１名は相続人３名）に対する損害賠償請求訴訟では、2017年４月27日に、東京地方裁判所にて、旧取締役６名が当社に対し587億86百万円を上限として、連帯して支払うよう命ずる判決（当該金額は、当社株主が共同訴訟参加した事件（両事件は併合）における請求認容額となります）が言い渡されましたが、当社は、旧取締役５名に対する請求の一部棄却部分を不服として、2017年５月11日に、東京高等裁判所に控訴を提起し、旧取締役からも控訴が提起されました(うち１名の旧取締役については、控訴取下げにより第一審判決が確定し、同判決に基づき同人から当社に対して37百万円が支払われました)。同控訴審では、2019年５月16日に、東京高等裁判所にて、旧取締役５名全員について取締役としての善管注意義務および忠実義務の違反を認めたうえで、うち３名について当社に対する賠償責任を認め、594億5百万円を上限として、連帯して支払うよう命ずる判決（当該金額は、当社株主が共同訴訟参加した事件における請求認容額となります）が言い渡されましたが、残る２名については当社の請求が棄却されました。2019年５月28日、当社は、控訴審判決の内容について慎重に検討した結果、当社の請求が認められなかった旧取締役２名に対する請求棄却部分を不服として、最高裁判所に上告および上告受理申立てを行いました（上告については、その後取下げ）。また当社に対する賠償責任が認められた３名の旧取締役のうち、２名については上告および上告受理申立てがなされ、残る１名については、控訴審判決が確定しました。また、旧監査役５名に対する損害賠償請求訴訟では、2016年５月12日に旧監査役４名（うち１名はその相続人２名）および2016年11月28日に旧監査役１名との間で、相手方が当社に対して解決金として合計34百万円を支払う旨の裁判上の和解をし、現時点までに当社に支払われました。

その他、社外協力者５名のうち、２名に対する損害賠償請求訴訟では2017年６月15日に、東京高等裁判所にて、連帯して当社に対し10億円を支払うよう命ずる控訴審判決が言い渡され、2019年２月26日に最高裁判所より上告棄却・上告不受理決定が下されて、確定しました。現在、当社から２名に対して追加の損害賠償を求めて、東京地方裁判所に別訴を提起しています。別の社外協力者１名に対する訴訟では、2018年９月25日に、東京地方裁判所にて、当社に対し２億円を支払うよう命ずる判決が言い渡され、同人が控訴して、東京高等裁判所に事件が係属していましたが、2019年10月18日に、当社に対して和解金として合計２億50百万円を支払う旨の裁判上の和解が成立し、現時点でうち１億円が当社に支払われています。残る社外協力者２名との訴訟では、2019年８月22日に、東京地方裁判所にて、連帯して当社に対し５億円を支払うよう命ずる判決が言い渡され、うち１名については控訴が取り下げられて確定し、他の１名については控訴されたため、当社が附帯控訴し請求額を10億円に拡張して、現在、東京高等裁判所に事件が係属中です。

⑵ 当社の中国現地法人であるOlympus（Shenzhen）Industrial Ltd.（以下、「OSZ」）が、深圳市安平泰投資发展有限公司（以下、「安平泰」）に委託したコンサルタント業務の対価に関し、2016年12月23日に、安平泰がOSZに対して、損害賠償等として約46億43百万円の支払いを求める訴訟を深圳市中級人民法院に提起しました。深圳市中級人民法院において2018年７月30日に判決が出され、OSZが安平泰に対し、損害賠償として、約33億57百万円およびその遅延損害金等を支払うことを命ずる判決が言い渡されました。OSZは、当該判決を不服として、2018年８月17日に広東省高級人民法院に控訴を提起しました。

⑶ 当社の中国現地法人であるOlympus（China）Co., Ltd.（以下、「OCH」）とOSZは、Shenzhen YL Technology Co., Ltd.（以下、「YL」）との間で、OCHの保有するOSZの持分全部をYLが取得すること（以下、「本取引」）に関して2018年12月25日付で契約（以下、「本契約」）を締結しました。その後、YLにより本取引に関する会社登記を進めていましたが、深圳市市場監督管理局（以下、「本当局」）が本取引の会社登記を制限したことにより、YLによる会社登記業務は履行されなかったため、OSZは、本契約を2020年１月20日付で解除し、終了させました。

なお、YLは本当局による会社登記の制限を不服として2020年４月15日付で本当局に対する行政訴訟（以下、「本行政訴訟」）を提起しており、OSZは本行政訴訟の裁判所の決定により、本行政訴訟に第三者として訴訟参加しています。

一方、YLは、OSZに対しても民事訴訟を提起し、OSZは深圳市中級人民法院より送達された訴状を2020年５月28日に受領しました。当該民事訴訟は、YLがOSZの持分を取得し、OSZの持分権者であることの確認を求める訴えです。

⑷ 当社は、当社の個人株主１名（以下、「原告」）が、2020年２月４日、当社取締役および旧取締役ならびに旧監査役計11名（以下、「被告」）に対し、損害賠償を請求する株主代表訴訟を東京地方裁判所に提起した旨の2020年３月25日付訴訟告知書を受領しました。被告は、当社取締役の竹内康雄および笹宏行、当社旧取締役の木本泰行、藤塚英明、蛭田史郎、西川元啓および平田貴一、当社旧監査役（当社現取締役）の清水昌および名取勝也ならびに当社旧監査役の斎藤隆および名古屋信夫です。訴えの概要は、当社の中国現地法人であるOSZが、通関帳簿上の一部製品等の在庫数がマイナスになっている問題を解決するために中国企業との間でコンサルタント契約等を締結した事実に関し、かかる契約の締結を承認または黙認したこと等により発生した損害につき、任務懈怠があったとして、被告11名に対し、連帯して、総額16億円およびこれに対する遅延損害金を当社に支払うことを求めるものです。当社は、上記訴訟告知に対して、補助参加人として訴訟手続に関与し、原告の主張に対して適切に反論することを通じて、裁判所の適正なご判断をいただく必要があると判断し、2020年５月１日、被告らに補助参加することを決定しました。

⑸ 当社は、第152期定時株主総会（以下、「本株主総会」）の開催を2020年６月下旬に予定していましたが、①新型コロナウイルスの感染拡大の影響の状況改善に向けた先行きが依然として不透明であること、②従業員や監査業務従事者の安全確保に十分な配慮をしながら確実な決算・監査手続を実施するべきであること、③株主および関係者の安全確保を最優先に考えるべきであること、および④確定済みの計算書類を報告し、その内容を踏まえてご議論いただくことによって、各議案について株主の皆さまにおいてより実質的な審議が可能になると考えられること等に鑑み、本株主総会の延期を決定しました。このため、本株主総会に係る議決権および当期に係る期末配当の配当受領権の基準日を改めて設定し、2020年５月31日としました。

2 会社の株式に関する事項（議決権行使基準日：2020年５月31日現在）

1. 発行可能株式総数　4,000,000,000株

2. 発行済株式総数　1,285,583,996株（自己株式85,330,967株を除く）

（注）2019年６月25日付の代表執行役の決定により、2019年７月25日に譲渡制限付株式報酬としての新株式を発行したため、発行済株式総数は61,567株増加しています。

3. 基準日現在の株主数　38,361名

4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	156,516,300株	12.17%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	73,254,300	5.70
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505010	64,740,284	5.04
JP MORGAN CHASE BANK 385632	64,077,200	4.98
日本生命保険相互会社	53,146,472	4.13
株式会社SMBC信託銀行（株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	45,616,000	3.55
株式会社三菱UFJ銀行	43,522,344	3.39
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	26,511,299	2.06
MSCO CUSTOMER SECURITIES	23,347,386	1.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	22,627,600	1.76

（注）持株比率は、自己株式（85,330,967株）を控除して算出しています。

5. その他株式に関する重要な事項

株式分割

当社は、2019年２月８日開催の取締役会において、2019年４月１日付で普通株式１株を４株に株式分割することを決議し、同日をもって当社定款に定める発行可能株式総数を変更しました。

これにより、発行可能株式総数は3,000,000,000株、発行済株式総数は1,028,140,047株（自己株式を含む）それぞれ増加しています。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役および執行役の氏名等

(1) 取締役の氏名等

(2020年３月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役	竹内康雄	指名委員 社長兼チーフエグゼクティブオフィサー（ＣＥＯ）	
社外取締役	藤田純孝	取締役会議長 指名委員長	古河電気工業株式会社取締役 日本CFO協会理事長
社外取締役	片山隆之	報酬委員	
社外取締役	神永晉	報酬委員長	SKグローバルアドバイザーズ株式会社代表取締役 SPPテクノロジーズ株式会社エグゼクティブシニアアドバイザー 株式会社デフタ・キャピタル取締役 一般社団法人エレクトロニクス実装学会会長
社外取締役	木川理二郎	監査委員	
社外取締役	岩村哲夫	指名委員	
社外取締役	桝田恭正	指名委員 報酬委員	有限責任監査法人トーマツ独立非業務執行役員 デロイトトーマツ合同会社独立非業務執行役員
社外取締役	名取勝也	監査委員長	名取法律事務所長 三井海洋開発株式会社取締役 グローバル・ワン不動産投資法人監督役員
社外取締役	岩﨑淳	監査委員	岩﨑公認会計士事務所長 井関農機株式会社取締役 日本ハム株式会社取締役
社外取締役	デイビッド・ロバート・ヘイル	指名委員	Value Act Capital Management L.P. パートナー Bausch Health Companies Inc. ディレクター
社外取締役	ジミー・シー・ビーズリー	報酬委員	
取締役	笹宏行		
取締役	シュテファン・カウフマン	チーフアドミニストレイティブオフィサー（ＣＡＯ）	
取締役	古閑信之	監査委員	
取締役	清水昌	監査委員	

（注）1. 上記の取締役全員は、2019年６月25日付で就任しました。
なお、監査役名取勝也、岩﨑淳、古閑信之および清水昌の各氏は、2019年６月25日開催の第151期定時株主総会において、当社が指名委員会等設置会社に移行したことに伴い、任期満了により退任し、同日、取締役に就任しました。
2. 取締役藤田純孝、片山隆之、神永晋、木川理二郎、岩村哲夫、桝田恭正、名取勝也、岩﨑淳、デイビッド・ロバート・ヘイルおよびジミー・シー・ビーズリーの各氏は、社外取締役です。
3. 取締役藤田純孝、片山隆之、神永晋、木川理二郎、岩村哲夫、桝田恭正、名取勝也、岩﨑淳およびジミー・シー・ビーズリーの各氏は、株式会社東京証券取引所に独立役員として届出ています。
4. 取締役岩﨑淳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 当社では、執行役等へのヒアリングや内部監査部門等からの報告受領、子会社の監査等による情報の把握および各種会議への出席を継続的・実効的に行うため、古閑信之および清水昌の両氏を常勤の監査委員として選定しています。
6. 当期中および当期末後における取締役の地位、担当および重要な兼職の主な変更は次のとおりです。

氏　名	変更年月日	変更後の地位、担当および重要な兼職の状況	変更前の地位、担当および重要な兼職の状況
神　永　　晋	2019年５月23日	社外取締役 SKグローバルアドバイザーズ株式会社代表取締役 SPPテクノロジーズ株式会社エグゼクティブシニアアドバイザー 株式会社デフタ・キャピタル取締役 一般社団法人エレクトロニクス実装学会会長	社外取締役 SKグローバルアドバイザーズ株式会社代表取締役 SPPテクノロジーズ株式会社エグゼクティブシニアアドバイザー 株式会社デフタ・キャピタル取締役
	2020年４月１日	社外取締役 SKグローバルアドバイザーズ株式会社代表取締役 株式会社デフタ・キャピタル取締役 一般社団法人エレクトロニクス実装学会会長	社外取締役 SKグローバルアドバイザーズ株式会社代表取締役 SPPテクノロジーズ株式会社エグゼクティブシニアアドバイザー 株式会社デフタ・キャピタル取締役 一般社団法人エレクトロニクス実装学会会長
	2020年６月23日	社外取締役 SKグローバルアドバイザーズ株式会社代表取締役 株式会社デフタ・キャピタル取締役 一般社団法人エレクトロニクス実装学会会長 東レ株式会社取締役	社外取締役 SKグローバルアドバイザーズ株式会社代表取締役 株式会社デフタ・キャピタル取締役 一般社団法人エレクトロニクス実装学会会長
名　取　勝　也	2020年６月30日	社外取締役 名取法律事務所長 三井海洋開発株式会社取締役 グローバル・ワン不動産投資法人監督役員 株式会社リクルートホールディングス監査役	社外取締役 名取法律事務所長 三井海洋開発株式会社取締役 グローバル・ワン不動産投資法人監督役員
岩　﨑　　淳	2019年６月25日	社外取締役 岩﨑公認会計士事務所長 井関農機株式会社取締役 日本ハム株式会社取締役	社外取締役 岩﨑公認会計士事務所長 井関農機株式会社取締役 日本ハム株式会社監査役

（注）取締役神永晋氏のSPPテクノロジーズ株式会社については、勤務状況の変化により重要な兼職先には該当しなくなりました。

(2) 執行役の氏名等

(2020年３月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表執行役	竹内 康雄	社長兼チーフエグゼクティブオフィサー（CEO）
執行役	田口 晶弘	チーフオペレーティングオフィサー（COO）
執行役	小川 治男	チーフテクノロジーオフィサー（CTO）
執行役	境 康	チーフファイナンシャルオフィサー（CFO）
執行役	シュテファン・カウフマン	チーフアドミニストレイティブオフィサー（CAO）

（注）1. 執行役のうち竹内康雄およびシュテファン・カウフマンの両氏は、取締役を兼務しています。
2. 2020年３月31日付で次の執行役が退任しました。
執行役　小川治男
執行役　境　　康
3. 2020年４月１日付で次の執行役を新たに選任しました。
執行役　チーフオペレーティングオフィサー（COO）　ナチョ・アビア
執行役　チーフファイナンシャルオフィサー（CFO）　武田睦史
4. 2020年４月１日付で次のとおり執行役の担当に異動がありました。
執行役　チーフテクノロジーオフィサー（CTO）　田口晶弘
5. 当社は執行役員制度を採用しており、2020年３月31日現在の執行役員は次のとおりです。

地位	氏名	地位	氏名
常務執行役員	阿部 信宏	執行役員	斉藤 克行
常務執行役員	平田 貴一	執行役員	安藤 幸二
常務執行役員	半田 正道	執行役員	田代 芳夫
常務執行役員	吉益 健	執行役員	江口 和孝
執行役員	北村 正仁	執行役員	ナチョ・アビア
執行役員	小林 哲男	執行役員	長谷川 晃
執行役員	大久保俊彦	執行役員	楠田 秀樹
執行役員	稲冨 勝彦	執行役員	櫻井 友尚
執行役員	土屋 英尚	執行役員	杉本 繁実
執行役員	斉藤 吉毅		

（注）1. 2020年３月31日付で次の執行役員が退任しました。
なお、ナチョ・アビア氏は2020年４月１日付で執行役に就任しています。
常務執行役員　平田 貴一
常務執行役員　半田 正道
執行役員　稲冨 勝彦
執行役員　ナチョ・アビア
2. 2020年４月１日付で次のとおり執行役員を新たに選任しました。
執行役員　大月 重人
執行役員　後藤 正仁
執行役員　楊　 文蕾
執行役員　フランク・ドレバロウスキー

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額です。

3. 取締役、監査役および執行役の報酬等の額

(1) 取締役、監査役および執行役の報酬等の総額

役員区分		報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
			基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役	社内	454	370	78	6	8
	社外	124	124	−	−	10
	計	578	494	78	6	18
監査役	社内	14	14	−	−	2
	社外	7	7	−	−	2
	計	21	21	−	−	4
執行役		140	85	42	13	3

（注）1. 当社は、2019年６月25日開催の第151期定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行しています。
2. 基本報酬は当期に支払った金額、賞与は当期を対象期間とした賞与額（2020年７月に支給予定）、株式報酬は当期に費用計上すべき金額を記載しています。
3. 執行役は上記の３名のほかに２名（取締役兼務）いますが、その者の報酬等は取締役に含めて記載しています。
4. 当社は、執行役を兼務しない取締役に対して賞与を支給していません。
5. 上記の社内取締役には、2019年６月25日開催の第151期定時株主総会終結の時をもって退任した社内取締役３名を含んでいます。
6. 新型コロナウイルス感染症の拡大により、第153期の業績にネガティブな影響が想定されるため、当社のキャッシュアウトを抑制するとともに、グローバル規模で実施を検討している従業員の報酬施策への影響などを考慮し、2020年３月31日開催の報酬委員会で、執行役の第152期の短期インセンティブ報酬（賞与）の25%減額を決定しました。

(2) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法（2020年４月１日改定）

当社は、指名委員会等設置会社として、独立社外取締役が過半数を占める報酬委員会が当社の取締役および執行役の個人別の報酬等の決定方針、報酬等の内容、報酬規程に関する事項等を審議・決定しています。なお、報酬委員会は、客観的かつ専門的な立場からの情報提供および検討支援を目的に、グローバルに展開する独立報酬コンサルタントのPay Governance社を採用し、同社は、報酬委員会に15回中６回陪席しました。

①役員報酬の基本方針
当社の役員報酬は、役員に「企業価値の最大化を図り株主期待に応える」という意識を強く持たせ、その責務に相応しい処遇とすることを基本方針としています。

②報酬水準
優秀な人材の確保・保持を可能とする競争力のある報酬水準とするべく、客観的な外部データ、評価データ、経済環境、業界動向および経営状況等を勘案したうえで、役割責任に応じた妥当な報酬水準を設定しています。具体的には、グローバル・メドテックカンパニーの報酬水準や役員の出身国におけるメドテックカンパニーの報酬水準等をベンチマークとして設定し、毎年度、相対比較して決定します。

③報酬体系

＜取締役＞

▌取締役の種類別報酬割合

経営を監督する立場にあることから、取締役報酬は固定報酬として基本報酬（BS：Base Salary）を支給します。さらに、取締役会や各委員会および執行との様々な接点において、企業価値創造にも貢献していることから、その対価として非業績連動型の株式報酬を支給します。

株式報酬は事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU: Restricted Stock Unit）とし、日本居住者は退任時に権利確定します。日本非居住者の権利確定は、各地域における株式報酬の一般的な方法に準じて個別に設定します。

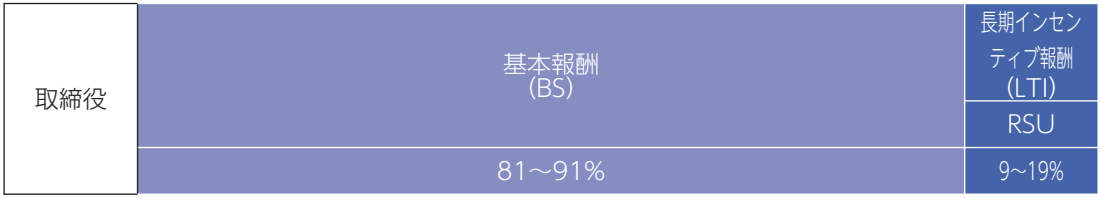

（注）1. 上記の図は日本出身の取締役について種類別報酬割合を図示したものです。日本以外の出身者については、RSU支給額は日本出身者と同水準ですが、報酬総額に違いがあるため種類別報酬割合が異なります。

2. 執行役を兼務する者について、日本出身者に対しては、取締役としての管理監督機能に対する現金報酬を執行役報酬とは別に支給します。日本以外の出身者に対しては、取締役としての管理監督機能に対する現金報酬は執行役報酬に含めて支給します。また、執行役を兼務する者は執行役報酬にRSUが設定されているため、取締役報酬としてのRSUは支給しません。

＜執行役＞

経営戦略を達成し企業価値を創造するためには、有能な経営人材を確保し、その能力を十分に発揮してもらう報酬制度が必須です。そのために以下の考え方で新たな報酬制度を決定しています。

1. グローバル・メドテックカンパニーに対抗しうる、より強力なインセンティブプログラムとする。
2. 経営戦略と整合性のあるインセンティブプログラムとする。
3. 長期インセンティブ報酬（LTI：Long Term Incentive）を活用し、価値創造とパフォーマンス評価を重視したプログラムとする。
4. 日本の大手グローバル企業と比較して競争力のある基本報酬を支給する。
5. クローバック条項や株式保有ガイドラインを導入し、インセンティブに対する健全な管理を確保する。
6. チャレンジングかつアチーバブルな目標設定により、執行役のモチベーションを向上させる。

グローバル経営に責任を持つ執行役の報酬設計の考え方は、標準化されたグローバルな報酬システムが望ましいですが、地域による役員報酬水準の違いにより、日本の報酬水準で有能な人材を引き付け、維持することは困難です。そのため全ての執行役の報酬は同様の構成としますが、実際の報酬水準は、執行役の出身国における報酬水準の違いを勘案して決定します。

■執行役の種類別報酬割合（変動報酬に係る目標達成率がすべて100%の場合）

執行役の報酬は、固定報酬である基本報酬（BS）、および期毎の業績に連動する短期インセンティブ報酬（STI：Short Term Incentive）、長期インセンティブ報酬（LTI）の組み合わせとしています。長期インセンティブ報酬は事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）と業績連動型株式報酬（PSU: Performance Share Unit）から構成されています。構成比率は以下のとおりです。

	基本報酬（BS）	短期インセンティブ報酬（STI）［賞与］	長期インセンティブ報酬（LTI）	
			RSU	PSU
代表執行役	25%	25%	13%	37%

（注）上記の図は執行役割に対する報酬の種類別報酬割合です。取締役を兼務する者の監督役割に対する報酬は含んでいません。

	基本報酬（BS）	短期インセンティブ報酬（STI）［賞与］	長期インセンティブ報酬（LTI）	
			RSU	PSU
執行役	28.5%	28.5%	11%	32%

（注）日本以外の出身者には、個人別に従前の報酬契約との調整を図るための一時金やセベランス・ペイ、その他に住宅手当や年金等が設定されています。

■短期インセンティブ報酬の評価指標および評価ウエイト

項目	指標	ウエイト
全社業績	売上高	30%
	営業利益額	50%
戦略目標	全執行役共通の指標	20%

■業績連動型株式報酬の評価指標および評価ウエイト

項目	指標	ウエイト
経営戦略	営業利益率	40%
	ROIC	15%
	EPS成長率	15%
株主価値	相対TSR	20%
社会価値	ESG	10%

報酬委員会は、報酬算定に大きく影響する想定外の事象が発生した場合には、企業価値の創造に資する報酬内容への修正・見直しの裁量を有します。今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は医療分野を始め、第153期の全社の事業および経営戦略に大きく影響を及ぼすことが想定されるため、報酬水準を調整する必要があると判断しています。新型コロナウイルス感染症の拡大による経営戦略への影響および第153期の事業への影響がより明確になった時点で、改めて第153期の報酬内容を検討し、その後速やかに適切な方法にて開示する方針とします。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

(2020年3月31日現在)

地位	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役	藤田純孝	古河電気工業株式会社取締役 日本CFO協会理事長
社外取締役	神永晉	SKグローバルアドバイザーズ株式会社代表取締役 SPPテクノロジーズ株式会社エグゼグティブシニアアドバイザー 株式会社デフタ・キャピタル取締役 一般社団法人エレクトロニクス実装学会会長
社外取締役	桝田恭正	有限責任監査法人トーマツ独立非業務執行役員 デロイトトーマツ合同会社独立非業務執行役員
社外取締役	名取勝也	名取法律事務所長 三井海洋開発株式会社取締役 グローバル・ワン不動産投資法人監督役員
社外取締役	岩﨑淳	岩﨑公認会計士事務所長 井関農機株式会社取締役 日本ハム株式会社取締役
社外取締役	デイビッド・ロバート・ヘイル	Value Act Capital Management L.P. パートナー Bausch Health Companies Inc. ディレクター

(注) 1. 藤田純孝、神永晉、桝田恭正、名取勝也および岩﨑淳の各氏の重要な兼職先である法人等と当社との間には、特別な関係はありません。
2. デイビッド・ロバート・ヘイル氏の重要な兼職先のうち、Value Act Capital Management L.P.が管理するValueAct Capital Master Fund, L.P.は、当社の株式を保有しています。なお、Bausch Health Companies Inc.と当社との間には、特別な関係はありません。
3. 本項目については、2019年6月25日開催の第151期定時株主総会終結の日の翌日以降、当期末日までの期間中に在任した者のうち兼職のある者について記載しています。

⑵ 当期における主な活動状況

	出席状況	出席状況および発言状況
取締役　藤　田　純　孝	取締役会　18回／18回 指名委員会　10回／10回	取締役会の議長を務め、伊藤忠商事株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。また、指名委員長として、取締役および執行役の人事に係る事項を審議し、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定しています。
取締役　片　山　隆　之	取締役会　18回／18回 報酬委員会　11回／11回	取締役会では、帝人株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。また、報酬委員会において、取締役および執行役の報酬に係る事項等を審議し、個人別の報酬等の内容および当該内容に係る決定に関する方針を定めています。
取締役　神　永　　晉	取締役会　18回／18回 報酬委員会　11回／11回	取締役会では、住友精密工業株式会社およびSKグローバルアドバイザーズ株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。また、報酬委員長として、取締役および執行役の報酬に係る事項等を審議し、個人別の報酬等の内容および当該内容に係る決定に関する方針を定めています。さらに、コンプライアンス体制を監督し改善するためのコンプライアンス委員長として、内部統制システム強化等の審議を取りまとめ、その内容を取締役会に報告しています。
取締役　木　川　理二郎	取締役会　18回／18回 監査委員会　17回／17回	取締役会では、日立建機株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。また、監査委員会において、執行役および取締役の職務の執行の監査および監査報告書の作成等を行っています。
取締役　岩　村　哲　夫	取締役会　18回／18回 指名委員会　10回／10回	取締役会では、本田技研工業株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。また、指名委員会において、取締役および執行役の人事に係る事項を審議し、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定しています。さらに、コンプライアンス体制を監督し改善するためのコンプライアンス委員会において、内部統制システム強化等の審議に参加しています。

	出席状況	出席状況および発言状況
取締役　桝　田　恭　正	取締役会　18回／18回 指名委員会　10回／10回 報酬委員会　11回／11回	取締役会では、アステラス製薬株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。また、指名委員会において、取締役および執行役の人事に係る事項を審議し、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定しています。さらに、報酬委員会において、取締役および執行役の報酬に係る事項等を審議し、個人別の報酬等の内容および当該内容に係る決定に関する方針を定めています。
取締役　名　取　勝　也	取締役会　17回／18回 監査役会　8回／ 9回 監査委員会　17回／17回	取締役会では、サン・マイクロシステムズ株式会社、株式会社ファーストリテイリングおよび日本アイ・ビー・エム株式会社での経営者ならびに弁護士としての豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。また、監査委員長として、執行役および取締役の職務の執行の監査および監査報告書の作成等を行っています。
取締役　岩　﨑　　淳	取締役会　16回／18回 監査役会　9回／ 9回 監査委員会　15回／17回	取締役会では、公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。また、監査委員会において、執行役および取締役の職務の執行の監査および監査報告書の作成等を行っています。
取締役　デイビッド・ロバート・ヘイル	取締役会　13回／13回 指名委員会　10回／10回	取締役会では、ValueAct Capital Management L.P.のパートナーとしての豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。また、指名委員会において、取締役および執行役の人事に係る事項を審議し、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定しています。
取締役　ジミー・シー・ビーズリー	取締役会　13回／13回 報酬委員会　11回／11回	取締役会では、C.R.Bardグループでの経営者としての豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。また、報酬委員会において、取締役および執行役の報酬に係る事項等を審議し、個人別の報酬等の内容および当該内容に係る決定に関する方針を定めています。

（注）1. 当社は、2019年６月25日開催の第151期定時株主総会において監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行したため、指名委員会、報酬委員会および監査委員会の出席状況は2019年６月25日以降の状況を記載しています。また、名取勝也および岩﨑淳の両氏は、同総会終結時までは監査役であったため、出席取締役会の回数には監査役として取締役会に出席した回数も含めて記載しています。

2. デイビッド・ロバート・ヘイルおよびジミー・シー・ビーズリーの両氏は、2019年６月25日開催の第151期定時株主総会において取締役に就任したため、就任後の取締役会出席状況を記載しています。

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 報酬等の額

区　分	支給額
当期に係る会計監査人の報酬等の額	273百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	278百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積もりの算出根拠など必要な情報の入手および検証を行った結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意をしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、Olympus Corporation of the Americas、Olympus Europa Holding SE、Olympus Corporation of Asia Pacific LimitedおよびOlympus（China）Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、非監査業務として、各種アドバイザリー業務を委託し、その対価を支払っています。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められた場合、必要に応じて、監査委員会は、監査委員全員の同意により解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性および信頼性に影響を及ぼす事象が生じたことにより、当社における監査が適切に実施されないと認められる場合、その他必要があると判断した場合には、監査委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

連結計算書類

連結財政状態計算書

（単位：百万円）

科目	第152期 2020年3月31日現在
資産の部	
流動資産	**506,707**
現金及び現金同等物	162,494
営業債権及びその他の債権	143,062
その他の金融資産	3,424
棚卸資産	167,596
未収法人所得税	3,521
その他の流動資産	20,336
小計	500,433
売却目的で保有する資産	6,274
非流動資産	**508,956**
有形固定資産	202,134
のれん	98,328
無形資産	74,792
退職給付に係る資産	31,111
持分法で会計処理されている投資	2,267
営業債権及びその他の債権	19,685
その他の金融資産	27,266
繰延税金資産	51,156
その他の非流動資産	2,217
資産合計	**1,015,663**

科目	第152期 2020年3月31日現在
負債の部	
流動負債	**333,770**
営業債務及びその他の債務	59,557
社債及び借入金	81,018
その他の金融負債	20,188
未払法人所得税	11,276
引当金	20,598
その他の流動負債	136,912
小計	329,549
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	4,221
非流動負債	**309,935**
社債及び借入金	199,897
その他の金融負債	30,733
退職給付に係る負債	49,607
引当金	7,281
繰延税金負債	13,147
その他の非流動負債	9,270
負債合計	**643,705**
資本の部	
親会社の所有者に帰属する持分	**370,747**
資本金	124,643
資本剰余金	91,157
自己株式	△98,135
その他の資本の構成要素	△22,751
利益剰余金	275,833
非支配持分	**1,211**
資本合計	**371,958**
負債及び資本合計	**1,015,663**

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第152期 2019年4月 1 日から 2020年3月31日まで
売上高	797,411
売上原価	297,844
売上総利益	**499,567**
販売費及び一般管理費	405,023
持分法による投資損益	485
その他の収益	2,976
その他の費用	14,536
営業利益	**83,469**
金融収益	1,942
金融費用	7,613
税引前利益	**77,798**
法人所得税費用	26,143
当期利益	**51,655**
当期利益の帰属	
親会社の所有者	51,670
非支配持分	△15
当期利益	**51,655**

連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）

（単位：百万円）

科目	第152期 2019年4月 1 日から 2020年3月31日まで
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前利益	77,798
減価償却費及び償却費	68,309
減損損失（又は戻入れ）	5,501
受取利息及び受取配当金	△1,911
支払利息	3,810
持分法による投資損益（△は益）	△485
営業債権及びその他の債権の増減額（△は増加）	1,276
棚卸資産の増減額（△は増加）	△16,401
営業債務及びその他の債務の増減額（△は減少）	731
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△2,303
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	2,136
引当金の増減額（△は減少）	9,637
その他	6,752
小計	154,850
利息の受取額	1,456
配当金の受取額	455
利息の支払額	△3,689
法人所得税の支払額	△19,528
営業活動によるキャッシュ・フロー	133,544

科目	第152期 2019年4月１日から 2020年3月31日まで
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△37,774
有形固定資産の売却による収入	198
無形資産の取得による支出	△28,155
貸付による支出	△872
貸付金の回収による収入	1,755
投資の売却及び償還による収入	3,031
事業の取得による支出	△571
その他	△42
投資活動によるキャッシュ・フロー	△62,430
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金及びコマーシャル･ペーパーの増減額（△は減少）	69,534
リース負債の返済による支出	△15,604
長期借入れによる収入	39,780
長期借入金の返済による支出	△58,874
配当金の支払額	△10,243
非支配持分への配当金の支払額	△126
社債の発行による収入	49,793
自己株式の取得による支出	△93,381
その他	△341
財務活動によるキャッシュ・フロー	△19,462
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3,498
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	48,154
現金及び現金同等物の期首残高	114,563
現金及び現金同等物の期末残高	162,717

計算書類

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第152期 2020年3月31日現在
資産の部	
流動資産	**261,228**
現金及び預金	72,751
受取手形	861
売掛金	70,681
製品	29,684
仕掛品	7,330
材料	46,714
短期貸付金	6,960
未収入金	23,914
その他	8,284
貸倒引当金	△5,951
固定資産	**509,798**
有形固定資産	**86,050**
建物	32,504
構築物	1,754
機械装置	10,491
車両運搬具	8
工具器具備品	19,324
土地	14,372
リース資産	6,741
建設仮勘定	856
無形固定資産	**8,543**
特許権	644
ソフトウエア	5,506
ソフトウエア仮勘定	2,382
施設利用権等	11
投資その他の資産	**415,205**
投資有価証券	15,129
関係会社株式	351,020
関係会社出資金	278
長期貸付金	338
前払年金費用	18,437
長期未収入金	7,211
繰延税金資産	25,553
その他	5,485
貸倒引当金	△8,246
資産合計	**771,026**

科目	第152期 2020年3月31日現在
負債の部	
流動負債	**207,779**
買掛金	34,531
短期借入金	6,998
コマーシャル・ペーパー	60,000
リース債務	2,474
未払金	10,526
未払費用	52,408
未払法人税等	3,747
預り金	36,361
製品保証引当金	186
ポイント引当金	90
その他	458
固定負債	**187,028**
社債	70,000
長期借入金	110,000
リース債務	4,567
長期預り金	481
事業整理損失引当金	1,886
その他	94
負債合計	**394,807**
純資産の部	
株主資本	**370,574**
資本金	**124,643**
資本剰余金	**91,064**
資本準備金	91,063
その他資本剰余金	1
利益剰余金	**253,002**
その他利益剰余金	253,002
圧縮記帳積立金	1,122
繰越利益剰余金	251,880
自己株式	**△98,135**
評価・換算差額等	**5,128**
その他有価証券評価差額金	5,128
新株予約権	**517**
純資産合計	**376,219**
負債及び純資産合計	**771,026**

損益計算書

（単位：百万円）

科目	第152期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで
売上高	375,258
売上原価	195,156
売上総利益	**180,102**
販売費及び一般管理費	182,608
営業利益	**△2,506**
営業外収益	28,142
（受取利息）	113
（受取配当金）	22,622
（その他）	5,407
営業外費用	12,370
（支払利息）	1,472
（社債利息）	73
（為替差損）	1,660
（社債発行費）	211
（シンジケートローン手数料）	206
（事業構造改善費用）	3,954
（その他）	4,794
経常利益	**13,266**
特別利益	1,911
（投資有価証券売却益）	1,681
（関係会社清算益）	130
（訴訟関連受取金）	100
特別損失	3,440
（減損損失）	1,555
（投資有価証券評価損）	1,063
（投資有価証券売却損）	102
（関係会社株式評価損）	720
税引前当期純利益	**11,737**
法人税、住民税及び事業税	480
法人税等調整額	1,396
当期純利益	**9,861**

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年６月22日

オリンパス株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原　科　博　文	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉　田　哲　也	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯　田　昌　泰	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、オリンパス株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第１項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、オリンパス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第１２０条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年６月22日

オリンパス株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原　科　博　文	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉　田　哲　也	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯　田　昌　泰	㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、オリンパス株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第152期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第152期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき、以下の通り報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役ならびに使用人から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の分担等に従い会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。なお、財務報告に係る内部統制についても、取締役及び使用人等ならびにＥＹ新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針については、その内容について確認いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

⑵計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶連結計算書類の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年６月22日

オリンパス株式会社　監査委員会

監査委員　名　取　勝　也 ㊞

監査委員　木　川　理　二　郎 ㊞

監査委員　岩　﨑　　淳 ㊞

常勤監査委員　古　閑　信　之 ㊞

常勤監査委員　清　水　　昌 ㊞

注）監査委員名取勝也、木川理二郎及び岩﨑淳は、会社法第２条第15号及び第400条第３項に規定する社外取締役であります。

以　上

ご参考（映像事業の譲渡について）

2020年６月24日付で、当社と日本産業パートナーズ株式会社（以下、「JIP」）は、当社の映像事業を新会社として分社化し、当社からJIPに対して譲渡すること（以下、「本取引」）に関する意向確認書を締結しました。

１．本取引の背景および目的

当社の映像事業は、1936年に写真レンズ「ズイコー」を用いた写真機の製造販売を開始して以来、革新的なハーフサイズカメラ「オリンパス・ペン」、世界初のマイクロカセットテープレコーダー「ズイコーパールコーダー」、ミラーレス一眼カメラ「オリンパスOM-Dシリーズ」をはじめとして、革新的な技術とユニークな商品開発力により、世界の人々の心の豊かさに貢献することを目指してきました。

当社は、スマートフォンやタブレット端末等の進化に伴う市場の急激な縮小等、極めて難しいデジタルカメラの市場環境に対応するために、生産拠点の再編等によるコスト構造の見直しや収益性の高い交換レンズを強化するなど、売上規模が縮小しても継続的に利益を生み出せる事業構造とするべく、収益構造の改善を図ってきました。しかしながら、当社の映像事業は当期まで３期連続で営業損失を計上するに至っています。

このような状況において、当社は、よりコンパクトで筋肉質かつ機動的な組織構造とすべく映像事業を分社化し、JIPのもとで事業を展開することが、映像事業の自律的かつ持続的な成長を実現し、当社の製品を愛好するお客様への価値提供と、そのために働く従業員にとって最適であると判断し、本取引の実現に向けてJIPと意向確認書を締結するに至りました。

JIPは、事業の選択と集中に取り組む企業が事業部門や子会社の外部への切り出し（カーブアウト）を行う際に投資を行い、その事業が持つ潜在成長力を引き出し自律的な成長を促進する『戦略的カーブアウト』の豊富な実績を有しています。新会社はJIPの支援を得ることにより、当社がこれまで培ってきた革新的な技術とユニークな商品開発力を活用し、OM-DやPEN、ZUIKOなどをはじめとしたブランドを継承する事業体として、お客様にとってより良い製品・サービスを提供するとともに、事業に携わる役職員にとってもより働き甲斐のある会社とすることを通じて、事業の持続的な成長を実現します。

２．本取引完了後の映像事業

本取引は、グローバルの映像事業を対象にしており、映像事業の分社化およびJIPへの譲渡後も、新会社が構造改革後の研究開発・製造体制を維持し、引き続き高品質かつ信頼性の高い製品を提供し続けます。また、当社製品のカスタマーサポートを継続します。

今後、当社とJIPの間で精査・協議の上、2020年９月30日までに本取引に関して法的拘束力を有する正式契約を締結することを目指します。なお、本取引の具体的な内容は、当該正式契約の締結において決定します。

ご参考（ESG）

事業の持続的成長と持続可能な社会の実現のために

当社の経営理念に従い、ESGの取り組みを強化することで、社会やステークホルダーに対する責任を果たしてまいります。

地球環境や社会環境が大きく変わる中、当社が持続的に成長していくためには、ESGの視点を取り入れ、事業活動を行う必要があります。その中で、当社も重要課題（マテリアリティ）の特定に向けて検討を進めており、当社にとって重要度が高い6つのESG領域を定めました。この6つの領域の中でも特に4つのアクション（①質の高い医療を広く提供し、すべての人々の健康に寄与、②コンプライアンス、製品の品質、安全性への注力、③責任ある調達、④ダイバーシティ＆インクルージョンの推進強化）に関する取り組みを強化、推進していきます。

当社は創業以来、医療、科学、映像等のさまざまな製品やサービスを通じて、社会に価値を提供してきましたが、これらの４つのアクションを起こすことにより、社会やステークホルダーに対する責任を果たすと同時に、当社の経済的価値を向上させ、持続的な成長を実現していきます。

6つのESG領域に注力



ESGに関する取り組みを強化、推進

- 質の高い医療を広く提供し、すべての人々の健康に寄与
- コンプライアンス、製品の品質、安全性への注力
- 責任ある調達
- ダイバーシティー＆インクルージョンの推進強化

ご参考（Q&A）

株主の皆さまの疑問にお答えします。

Q1 新型コロナウイルス感染症による当社グループへの影響について教えてください。

A

新型コロナウイルス感染症の拡大により、国内外の経済環境は急速に減速する状況となり、当社グループの事業活動においても、一部制約や遅れが生じています。

第153期の連結業績予想については、新型コロナウイルス感染症の収束時期や各国・地域の対応、またそれらの影響を受ける市場動向、経済動向が不透明な状況であり、現時点において合理的に算定することが困難なことから、引き続き未定としています。今後、連結業績予想の算定が可能となった時点で速やかに開示する予定です。

当社グループは、確実な事業継続のためにグローバルタスクフォースを設置し、従業員、医療従事者の皆さま、患者さま、そしてコミュニティの健康と安全を守ることを最優先に、各国政府による新型コロナウイルス感染症の拡大防止の方針に従って事業運営を行ってまいります。その上で、医療関係者はじめステークホルダーの皆さまへの製品・サービスなどの提供が継続できるよう最大限の努力を尽くしていきます。

Q2 当期の業績について教えてください。

A

新型コロナウイルス感染症の影響で第４四半期、特に世界的に感染が拡大した３月に売上成長が減速したものの、前期に比べ増収増益となりました。また、連結売上高は、為替を除く実質ベースで、前期比４％の増収となりました。当社の主力ビジネスである医療分野は３期連続で過去最高の売上を達成し、営業利益は大幅に増加しました。販管費の大幅な減少などが奏功しました。

Q3 今回、基準日を変更した理由について教えてください。

A

当社は、第152期定時株主総会（以下、「本株主総会」）の開催を６月下旬に予定していましたが、①新型コロナウイルスの感染拡大の影響の状況改善に向けた先行きが依然として不透明であること、②従業員や監査業務従事者の安全確保に十分な配慮をしながら確実な決算・監査手続を実施するべきであること、③株主および関係者の安全確保を最優先に考えるべきであること、および④確定済みの計算書類を報告し、その内容を踏まえてご議論いただくことによって、各議案について株主の皆さまにおいてより実質的な審議が可能になると考え、本株主総会の延期を決定しました。

このため、本株主総会に係る議決権および当期に係る期末配当の配当受領権の基準日を５月31日に改めて設定しました。

Q4 今回の定款一部変更について教えてください。

A

これまで、期末配当については株主総会で決議していました。今回、新型コロナウイルスの世界的感染拡大という未曽有の事態により、基準日を変更することとなり、株主の皆さま、特に３月の権利確定日以降に当社株式を売却されてしまった株主の皆さまには大変ご迷惑をお掛けしました。今回の事象を踏まえ、機動的な剰余金の配当などを行うことが可能となるように取締役会の決議事項とするため、定款を変更することとしました。

Q5 役員報酬の決定方法について教えてください。

A

当社は、指名委員会等設置会社として、独立社外取締役が過半数を占める報酬委員会が当社の取締役および執行役の個別報酬等の決定方針、報酬等の内容、報酬規程に関する事項等を審議し、決定しています。（38頁～40頁をご参照ください。）

Q6 働き方改革の取り組みについて教えてください。

A

当社ではワークライフインテグレーション（仕事と生活の統合）をキーワードに、働き方を自身で選択していけるよう、働き方に関する柔軟な制度の導入および利用者の拡大に取り組んでいます。

（具体的な取り組み）

①東京都が推進する、「時差Biz」「テレワーク」「交通需要マネジメント（TDM）」の取り組み「スムーズビズ」に参画し、「推進賞」を受賞しました。フレックスタイム勤務規定と在宅勤務制度を活用した柔軟な働き方の促進を実施し、物流部門と共同で検証実験を行った点が評価されました。

②在宅勤務制度については、昨年度まで育児・介護の事由に限定されていた対象者を、資格・事由を問わず全正社員へ拡大しました。仕事と家庭の両立支援により多様性のある職場の実現、生産性向上、従業員のモチベーション向上を目指しています。

2020年３月末からは新型コロナウイルス感染防止を目的として東京地区を中心として原則在宅勤務を実施しました。この知見を活かして、在宅勤務の利点を活かした働き方をより推進していく計画です。

Q7

ESGにおける取り組みについて教えてください。

A

経営理念のもと、「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」に向けて、ESGへの取り組みを強化しています。

また、昨年11月に発表した経営戦略においても、ESGを重要な要素として組み込んでいます。現在は、その中でも、①質の高い医療を広く提供し、すべての人々の健康に寄与、②コンプライアンス、製品の品質、安全性への注力、③責任ある調達、④ダイバーシティ＆インクルージョンの推進強化に関連した取り組みを行っていきます。

今後これらの取り組みについては、株主や投資家、評価機関の皆さまに正しくご理解いただけるよう、統合レポート等を通じ積極的な情報開示を進めていきます。

Q8

内視鏡の新製品EVIS X1（イーヴィスエックスワン）について教えてください。

A

EVIS X1は、2020年４月23日に欧州とアジアの一部地域で発売を開始しました。従来システム「EVIS LUCERA ELITE」および「EVIS EXERA Ⅲ」の導入から約８年ぶりにモデルチェンジする当社最大の戦略製品であり、今後、全社業績のドライバーとして大きな貢献を期待しています。

製品の特徴として、内視鏡によるスクリーニングから診断・治療の質や検査効率の向上を目指した様々な新技術を搭載していることに加え、従来別々であった「EVIS LUCERA ELITE」と「EVIS EXERA Ⅲ」という２つのシステムを統合したモデルです。これにより、新システムだけでなく２つの従来システムの特長ある幅広いラインアップのスコープをお使いいただけ、内視鏡による診断・治療の可能性拡大をサポートします。

現在、さらなるイノベーションに対する取り組みとして、人工知能（AI）を取り入れた次世代技術を開発中です。本製品をはじめとした次世代技術の実現により、世界中の内視鏡医をサポートし、内視鏡診断・治療の質的向上を目指していきます。

なお、その他の地域につきましては、規制当局の承認が得られた市場から、順次導入を進めていきます。

メ　モ

メ　モ

メ　モ

メ　モ

メ　モ

・新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮し、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主の皆さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。
・会場内は、座席間隔を拡げることからご用意できる席数が限られます。
席数の都合上、ご入場を制限させていただく場合がございます。
・当日の株主総会の模様は、インターネットによるライブ中継でご視聴いただけます。

会場：
東京都新宿区西新宿
6-6-2 ヒルトン東京
4階「菊の間」

交通：

ア 東京メトロ丸の内線
西新宿駅
地下通路 を通り
C8出口 より
徒歩 約3分

ア 都営大江戸線
都庁前駅
地下通路 を通り
C8出口 より
徒歩 約3分

イ JR、小田急線、京王線、地下鉄各線
新宿駅
西口 より
徒歩 約10分



株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。

UD FONT
VEGETABLE OIL INK